

国際協力事業団

フィリピン国
協同組合開発庁

No. 2

フィリピン国
農業協同組合組織強化計画調査

ファイナル・レポート

参考資料

平成5年12月

全国農業協同組合中央会

農調農
J. R.
93-56

フィリピン国

農業協同組合組織強化計画調査

ファイナルレポート

参考資料

平成5年12

18
16
FA

国際協力事業団

フィリピン国
協同組合開発庁

フィリピン国
農業協同組合組織強化計画調査

ファイナル・レポート

参考資料

JICA LIBRARY



1112637121

平成5年12月

全国農業協同組合中央会



目 次

	頁
I. フィリピン新協同組合法	1
II. 日本における農林漁業協同組合中央銀行の設立と沿革	67
III. 日本における農水産業協同組合の貯金者保護制度	77
IV. 日本における農協合併促進に関する政策	85

I. フィリピン新協同組合法

I. フィリピン新協同組合法

下院 法案 No. 13029

上院 法案 No. 513

フィリピン共和国
フィリピン国議会
マニラ首都圏

第3期 通常議会

1989年7月24日月曜日、首都マニラにて開会、審議を行なう。

.....

[共和国法 No. 6938]

フィリピン協同組合法制定のための法律

フィリピン共和国上院、ならびに下院は、ここに召集される今議会において、本法を以下のとおり制定されたい:

第1章 普遍的概念と原則

第1条 名称

この法律の名称は「フィリピン協同組合法」と定める。

第2条 政策方針の宣言

国民のエネルギーを経済開発と社会正義の実現に結びつける目的で、協同組合の創設と育成とを促すことは、わが国の明確な政策である。国は民間部門が、協同組合を実際に形成し、

設立する計画を奨励し、そうした協同組合の成長と発展に資する社会的雰囲気醸成に、取り組むものとする。

政府の省庁、関係諸機関などのあらゆる部署はこうした目的のために、当該協同組合が、需要に応えつつ活動を続けられる経済事業体へと発展し、またそれにより、協同組合の自治ないし組織的健全性を犯す恐れのあるいかなる状況とも無縁な、力強い協同組合運動の実現が可能となるよう、技術指導、金融支援、その他サービスなどを供給する態勢の確保に努めるものとする。

さらにまた、協同組合運動部門は、普及と組織化、研修と調査、監査と支援など、協同組合と関連する諸業務を、必要な場合は政府の援助を得ながら、自ら実施・規制してゆくものとし、そのための補助の原則を国は認める。

第3条 普遍的概念

協同組合とは、共通する利益で結ばれた人々が、共通の合法的な社会・経済的目的達成のために自主的に結集し、普遍的に容認された協同組合の諸原則に従い、必要な資本を公平に出資して、事業のリスクと利益とを公正に分ち合う形態をとる、適法に登記された、個人の結社である。

第4条 協同組合の原則

協同組合はいずれもその業務を、フィリピンの文化と経験、ならびに国際的に容認された下記の協同組合の諸原則に従って執り行うものとする。

(1) 加入脱退の自由

協同組合へは任意に加入できるものとし、社会的、政治的、宗教的背景、ないし信条にはかかわりなく、全ての個人に対して組合加入の道が開かれるものとする。

(2) 民主的な管理

協同組合は民主的な組織である。協同組合に関する諸事項は、組合員により合意された方法で選出される、あるいは指名される人物により運営されるものとする。単位組合の組合員に

は、1人1票の原則に基づく平等な票決権が与えられる:ただし、第2段階及び第3段階の組織の場合は、本法第37条の規定が適用される。

(3) 出資配当金利率の制限

出資金に対して行なわれる配当金の利率は、厳格に制限されるものとする。

(4) 純剰余金の分配

協同組合の事業から生ずる純剰余金は組合員に所属するものであり、本法と、協同組合の定款・規約に定める方法により、協同組合の発展、共通のサービス、分割できない準備金、有限の出資配当金および/または利用高配当などとして、公平に配分されるものとする。

(5) 協同組合の教育

全ての協同組合は協同組合の原則に基づいて、その組合員、役員、従業員、一般市民の教育を行なうものとする。

(6) 協同組合間の協力

全ての協同組合は、その組合員と地域社会に対して最善の奉仕をおこなうために、地方、国内、国際レベルの他の協同組合と、積極的な協力を実施するものとする。

第5条 用語の定義

下記の用語は、以下に定義する意味を有するものとする:

(1) 組合員

組合員とは、本法ならびに協同組合の定款に定める諸原則を厳守して、協同組合から組合員として加入を認められた自然人、ないし法人を意味する。

(2) 総会

総会とは、本法、協同組合の定款ならびに規約に定める、全権利の行使と全責務の遂行のために適法に召集された、協同組合組合員全員による会議を意味する。

(3) 理事会

理事会とは、協同組合の定款ならびに規約に基づき、協同組合業務の経営を委ねられた機関を意味する。

(4) 委員会

委員会とは、規約、あるいは総会ないし理事会の決議により、特定の機能ならびに責務を委ねられた機関を指すものとする。

(5) 協同組合の定款

協同組合の定款とは、本法に基づいて登記された協同組合定款、ならびにその登記済み修正版を意味する。

(6) 規約

規約とは、本法に基づいて登記された規約、ならびにその登記済み修正版を意味する。

(7) 登記

登記とは、申請のあった協同組合に法人格を与える効力発生行為を意味し、登記は登記済み証により証明される。

(8) 協同組合開発庁

協同組合開発庁とは、上記のような協同組合の登記と規制を担当する政府機関を指し、以下文中では「開発庁」と呼ぶ。

(9) 普遍的に容認された協同組合の諸原則

普遍的に容認された協同組合の諸原則とは、他の法域の協同組合によっても広く世界的に順守されている、協同組合諸原則の体系を意味する。

第2章 設立と登記

第6条 協同組合の設立

協同組合は、下記のいずれか、もしくは全てを目的とする、少なくとも15名以上の人々を以て、設立、登記することが認められる：

- (1) 組合員間の貯蓄活動を奨励する。
- (2) 基金を創設し、組合員に対する生産及びその他目的の融資を行なう。
- (3) 組合員間の組織的な生産、販売活動を奨励する。
- (4) 組合員に対して、商品、サービス、その他必要なものを供給する。
- (5) 組合員の専門知識と技能の育成を図る。
- (6) 組合員のための土地取得と住宅設備供給を行なう。
- (7) 組合員のための保険業務を行なう。
- (8) 組合員の経済的、社会的、教育的地位の向上、前進を図る。
- (9) 協同組合銀行、協同組合組織の卸売・小売機構、保険、農業/工業の加工工場、公設市場の設立、保有、賃貸借、運営を行なう。
- (10) 協同組合の諸活動の調整、促進を図る。
- (11) 本法の諸条項の有効で効果的な実施を図るための、他のいずれかの、もしくは全ての活動に取り組む。

第7条 協同組合の目的

あらゆる協同組合の第一の目的は、傘下の組合員に対して物品とサービスの供給を行ない、それにより組合員の所得と貯蓄、投資、生産性、購買力の増進を達成し、規模の経済、コストとリスクの分かち合いを最大限活用することを通じて、組合員間における純剰余金の公平

な配分促進を、可能ならしめることにある。しかしながら、協同組合の業務は慈善、ないし博愛的な目的で行なわれるものではない。

協同組合はその組合員に対して最大限の経済的利益を供給し、協同組合的な在り方で物事を行なう有効な方法を教え、事業と経営における協同組合的慣行と新たな理念との普及を図り、わが国の富に占める相対的低所得層の持ち分増加を可能ならしめるものとする。

第8条 協同組合は取引制限に該当せず

本法に従う適法な協同組合、あるいはその方法、ないし行為はいかなるものも、フィリピンの法令のいずれかに違反して行なわれる取引制限、違法な独占、あるいは競争を弱める、ないし価格を恣意的に固定させる試みなどの、共同謀議、もしくは結合とは、見なされないものとする。

第9条 協同組合の権限と能力

本法に基づき登記された協同組合は、以下の権限と能力を有するものとする：

- (1) 協同組合の名義で訴訟の原告と被告になる。
- (2) 継 承
- (3) 本法の条項に従い、協同組合の定款を修正する。
- (4) 法、道徳、あるいは公共政策に背かない規約を採択し、本法に従いその修正もしくは撤回を行なう。
- (5) 法律ならびに憲法に規定される限度内で、協同組合の合法的事業として妥当かつ必然的に求められ得る取引として、不動産・動産を購入、受領、取得ないし譲渡、保有、権利譲渡、売却、賃貸借、質入れ、抵当設定、またその他の取引を行なう。
- (6) 本法の規定に従い、協同組合の分割、合併、統合を行なう。
- (7) 本法の規定に従い、連合会または中央会に加盟する。
- (8) 国外、国外からの贈与、寄付、援助を受け入れ、受領する。

- (9) 本法に規定される、あるいはまた、協同組合の定款に述べられた目的ないし複数の目的の実現に必要とされる、他の権限を行使する。

第10条 単位協同組合の設立

共通の利益で結ばれたフィリピンの市民で、事業予定地域内に居住している、もしくはそこで労働を行なっている、15名ないしそれ以上の数の自然人は、本法に基づいて協同組合を設立することが許される。

第11条 経済調査

本法に基づいて協同組合の設立を計画する、個人もしくは協同組合のグループはいずれも、協同組合開発庁に宛てて、当該協同組合の組織、目的、経済的採算見通しなどを記述し、事業地域、組合員の規模、その他関連データを示す事業目論見書を提出するものとする。

第12条 責任

本法に基づいて登記される協同組合は、有限の責任を負う。

第13条 存続期間

協同組合の存続期間は、所定の存続期間よりも早期に解散される、あるいはまたその存続期間延長の手続きがとられる場合を除き、その登記日から50年を超えないものとする。協同組合の定款中に定める当初の協同組合存続期間は、本法に従って行なう協同組合定款の修正により、一つの事例につき50年を超えない範囲で、延長できるものとする。ただし、協同組合開発庁が妥当と判断する早期延長のための正当な理由がある場合を除き、当初の、あるいは延長された期日から5年よりも早い時期には、いかなる期日延長も行えないものとする。

第14条 協同組合の定款

- (1) 登記を申請する全ての協同組合は、協同組合開発庁に宛てて、協同組合の定款を提出するものとする。その定款は、設立発起人一人一人が署名し、発起人が自然人の場合はその本人が、また法人の場合はその組織の代表者またはこれに代わるものが、公証人の面前で認知したものでなければならない。

- (2) 協同組合の定款には、下記の事項を定めるものとする：
- (a) 協同組合の名称、名称中に「**協同組合**」の語句を含めるものとする。
 - (b) 当該協同組合の事業として登記される事業の目的(複数の目的)と範囲。
 - (c) 協同組合の存続期間。
 - (d) 営業地域と主たる事業所所在地の郵便住所。
 - (e) 登記者の氏名、国籍、住所。
 - (f) 組合員間の共通のきずな(職域、地域、産業業種別組合などの表示)。
 - (g) 協同組合運営の任に当たる理事の名簿。
 - (h) 出資金の金額、出資者の住所、氏名、また当該協同組合が本法第23条に規定する単位組合、第2段階及び第3段階の協同組合のいずれに該当するかの記載。
- (3) 協同組合の定款にはそれ以外に、本法ならびに関係法令と違反しない、別のいかなる条項をも含めることができる。
- (4) 協同組合の定款、規約、また本法第11条で求められる事業目論見書をそれぞれ4部ずつ、協同組合開発庁に提出するものとする。
- (5) 登記に際しては協同組合の定款に、責任ある役員の保証金を添え、授權資本金の少なくとも25%以上の出資予約が行なわれ、かつ予約出資金総額の少なくとも25%以上が既に払い込み済みである旨、出資予定者から選ばれた財産管理人が誓約した文書を付すものとし、それがともなわない場合は、いかなる協同組合の登記も行なわれない。ただし、いずれの場合も、払い込み済み出資金総額が2000ペソを下回ってはならないものとする。

第15条 規約

- (1) 本法に基づき登記される各協同組合は、本法の条項と抵触することのない規約を採択するものとする。規約は協同組合の定款と同時に、当局へ提出するものとする。
- (2) 各協同組合の規約には、下記の事項を定めるものとする：

- (a) 組合員の加入資格、組合員の権利行使の条件として支払うべき金額、ならびに与えられる利益。
- (b) 組合員の権利、義務。
- (c) 組合員資格の取得、維持、喪失に関する事項。
- (d) 組合から脱退する際に踏むべき手順。
- (e) 出資、あるいは組合員の利益の譲渡が認められる条件。
- (f) 総会、理事会、委員会の議題、日時、場所、そして召集、開会、会議主催、定足数、成立要件、投票制度、その他の業務関連事項などの方法に関する規則と手順。
- (g) 総会、理事会、委員会、役員の特権と義務、またその資格と資格喪失などを含む、協同組合業務の一般的処理。
- (h) 増資方法と使用目的
- (i) 純剰余金の管理と投資に関する形態。
- (j) 会計処理と監査態勢。
- (k) 貸付と借入れの方法、またその限度。
- (l) 純剰余金の配分方法。
- (m) 規約を採択、修正、廃止する方法。
- (n) 協同組合の組合員、理事、役員、委員会委員間の紛争和解を図るための調停、仲裁制度。
- (o) 協同組合の目的と活動に付随するその他の事項。

第16条 登記

本法に基づいて組織、ないし設立される協同組合は、協同組合開発庁がその公印を押捺して与える登記済み証の発行日から、法人格を取得する。登記の申請は全て協同組合開発庁により、申請書提出の日から30日以内に、最終的処理が行なわれるものとし、その期限内に処理が

行なわれない場合、その遅延の原因が申請者に帰せられるものを除き、当該申請は承認されたと見なされるものとする。ただし、申請した登記が却下された場合は、そうした却下の通知を受理した後90日以内に、大統領府へ上訴する道が開かれている。さらにまた、そうした上訴から90日以内に、大統領府が上訴に対して何ら行動をとらない場合、当該申請は承認されたと見なされるものとする。

第17条 登記済み証書

協同組合開発庁がその公印を押捺して発行する登記済み証書は、当該登記が無効とされたとの証明が示されないかぎり、証書中に言及される協同組合が適法に登記されていることを示す、確定的証拠とされるものとする。

第18条 協同組合の定款ならびに規約の修正

本法により、また正当な目的のために、別途規定されている場合を除き、協同組合の定款中に述べられたいかなる条項ないし事項も、議決権を有する全組合員の3分の2の賛成により、修正できるものとする。またこれにより、修正に反対する組合員が、本法第31条、32条に定める脱退権限を行使する権利は、何ら損なわれることはない。

修正前の原定款と修正後の定款は共に、法により協同組合の定款中に定めるよう求められる全ての条項を、その中に含めるものとする。修正箇所はアンダーラインを引くか、あるいは変更ないし複数の変更が加えられたことを示す然るべき方法により、表示されるようにし、その写しに協同組合の参事と過半数の理事とが、当該修正は必要な組合員数の賛成を得て適法に承認された旨、宣誓し適法な証明を付して、表示するものとする。修正された協同組合の定款は全て、協同組合開発庁に提出するものとする。修正は協同組合開発庁の承認をうけて、有効となる。ただし、協同組合側に帰せらるべき以外の理由で開発庁が処理を行わない場合は、その提出日から30日以内に有効となる。

第19条 登記ならびにその発効以前に締結された契約

協同組合の登記以前に私人と協同組合の間で交わされた契約は、協同組合の登記によってその効力に影響はなく、当事者双方を拘束するものとする。協同組合の登記に先立ち、協同組合の名称ないし代理人の名で、書面による正式な契約の採用・作成が行なわれるものとする。

第20条 協同組合の分割

登記された協同組合はいずれも、総会で、議決権を有する組合員の3分の2以上の賛成を得た決議により、組合を2つ以上の協同組合に分割する決定を行なうことができる。そうした分割のための手続きは、協同組合開発庁の規則中に予め定められるものとする。新生の協同組合は開発庁への登記を以て、その法的地位が定まるものとする。ただし、新生の協同組合は、本法に規定される全ての要件を備えていなければならない。さらにまた、債権者を欺く形で行なわれる協同組合の分割は、全て無効とされる。

第21条 協同組合の吸収合併と新設合併

- (1) 2つ以上の協同組合が吸収合併、もしくは新設合併することが許される。複数の協同組合が合体して、既存の協同組合の一つが単一の協同組合として存続する場合は、吸収合併で；複数の協同組合が合体して、新しい単一の協同組合が形成される場合は、新設合併となる。
- (2) 吸収ないし新設が行なわれるには、現存する協同組合が個別に開く総会の場で、議決権を有する組合員の3分の2以上の賛成を必要とし、そうした議決を経ない場合は、いかなる吸収合併・新設合併も無効とされる。吸収・新設に賛成しない組合員には、本法の第31条、32条に基づき、組合から脱退する権限の行使が認められる。
- (3) 協同組合開発庁は、協同組合の吸収合併ないし新設合併の手続きに関する指導要項を発表するものとする。吸収ないし新設はいずれの場合も、協同組合開発庁による吸収合併ないし新設合併の認可証の発行を受けて、効力を発する。

第22条 吸収合併と新設合併の効力

協同組合の吸収合併ならびに新設合併は、次のような効力を持つ：

- (1) 複数の既存協同組合が単一の協同組合となり、吸収合併の場合は存続する組合がそれに該当し、新設合併の場合は新設された新しい組合がそれに該当する。
- (2) 存続する協同組合ないし新設された協同組合以外の既存の協同組合は、その存在が消滅する。

- (3) 存続する協同組合ないし新設された協同組合は、本法に基づいて設立される協同組合のあらゆる権利、特典、免責、権限を保有し、あらゆる義務と責任を負う。
- (4) 存続する協同組合ないし新設された協同組合は、既存協同組合一つ一つの資産、権利、特典、免責、営業特許を全て得る。
- (5) 存続する協同組合ないし新設された協同組合は、既存協同組合一つ一つの全ての責任と義務について、そうした存続する協同組合ないし新設された協同組合自体が責任・義務を負ったのと同様な在り方で、責めを負うものとする。既存協同組合のいずれかが起こしていた請求、訴訟、法手続き、もしくは提訴されていたそうした事項はいずれも、存続する協同組合ないし新設された協同組合がそれぞれのケースに応じて、提訴した、または提訴された事項を引き継ぐものとする。既存協同組合の債権者の権利も、またそうした組合の資産上に設定された担保権もいっさい、そうした吸収ないし新設により損なわれることはない。

第23条 協同組合のタイプと分類

- (1) 協同組合のタイプ--協同組合は下記のタイプのいずれかに該当する:
 - (a) 信用協同組合
組合員間の貯蓄を推進し、生産的及びその他目的の融資を行なうための資金を造成する。
 - (b) 消費者協同組合
組合員、非組合員を相手に、物資の調達と配布を行なうことを主たる目的とする。
 - (c) 生産者協同組合
農業、工業などの分野で共同生産を行なう。
 - (d) 販売協同組合
組合員に生産資材を供給し、その生産物の販売に従事する。
 - (e) サービス協同組合
医療・歯科治療、病院、輸送、保険、住宅建設労働、電気・電力、通信、その他サービスに従事。

(f) 多目的協同組合

上記のような異なる協同組合タイプの、2つ以上の活動業務を実施する。

(2) 協同組合の分類--協同組合は組合員と活動地域とに応じて、下記の通り分類される:

(a) 組合員の構成からみた協同組合の分類は、次の通り:

(i) 単位協同組合--組合員は自然人

(ii) 第2段階の協同組合--構成員は単位協同組合

(iii) 第3段階の協同組合--構成員は第2段階の協同組合以上全国団体まで

協同組合を構成員とする協同組合は、連合会ないし中央会などの適当な名称で呼ばれる。

(b) 協同組合はその活動地域によって分類されるが、その活動地域は、国の行政区画と一致する場合もあれば、一致しない場合もある。

第24条 協同組合連合会

(1) 単一ないし多目的の事業活動を行なう、単位協同組合および/または第2段階の協同組合を構成員として、下記のいずれかまたはすべての目的を目指して設立される協同組合連合会は、本法に基づいて登記することが認められる:

(a) 第一義的目的--本法の第6条で認められる協同組合事業のいずれかを実施する。

(b) 第二義的目的

(i) 加盟協同組合に関する教育、アドバイス活動の実施、奨励、支援。

(ii) 加盟協同組合の事業実施における簡易性、効率性、経済性を増進し、帳簿記帳、会計処理、その他の制度・手順の実施を促進する目的のサービスを行なう。

(iii) 加盟協同組合および事業体の利益のための新聞、その他刊行物を印刷、発刊、配布する。

(iv) 加盟協同組合の諸活動の調整、促進を図る。

(v) フィリピン国内および海外における製品の製造・販売、および/またはサービスに関して、国内の、もしくは外国の国際的協同組合との間で、合併事業を行なう。

(vi) 目的達成に必要とされるその他の機能を果たす。

協同組合連合会は、協同組合の登記に必要とされるのと同じ手続きを踏んで、登記することができる。

(2) 登記済みの協同組合は、実施する事業の種類に従い、市、州、地方区、全国レベルごとの連合会を設立することができる。

第25条 協同組合中央会

登記済みの協同組合、然るべきレベルの協同組合連合会は、州、市、地方区、全国レベルのあらゆるタイプの協同組合の権益と福利を代表する協同組合中央会を設立する、あるいはそれに加入することが認められる。協同組合中央会の目的は以下の通りとする：

- (a) 加盟組織を代表する。
- (b) 事業地域内の加盟組合、そしてあらゆるタイプの協同組合に関する経済、統計、その他の情報を入手し、分析し、広く伝える。
- (c) 協同組合の経済的、法律的、財政的、社会的、およびその他の側面の研究に資金を支出し、その結果を公表する。
- (d) 協同組合の原則と実践に関する知識の普及を図る。
- (e) それぞれの管轄地域内で、協同組合運動の育成を図る。
- (f) 協同組合についてのあらゆる疑問に関して、しかるべき当局にアドバイスを与える。
- (g) 加盟料、年会費、出資金、寄付、地域・外国の政府・民間からの補助金などを通じて、資金の調達を図る。
- (h) 上記のような諸目的の達成に必要とされる、その他の諸活動を実施する。

協同組合中央会は、それぞれの管轄区域内で国家、地方政府が行なう開発活動を支援することが許される。

第3章 組合員

第26条 協同組合への加入が認められる者

フィリピン市民である自然人、協同組合、法人格を持つ非営利団体は、加入申請が規約に規定される資格に合致する場合、協同組合組合員となる資格が与えられるものとする。ただし、単位協同組合に加入が認められるのは、自然人に限られる。

第27条 組合員の種類

協同組合は2種類の組合員をもつことが許される、すなわち：(1) 正組合員と(2) 准組合員である。正組合員とは、組合員としての全ての権利を行使し、特典を受けることができる者をいう。准組合員とは、組合に関する議決権と被選挙権を有せず、規約で認められる権利と特典のみを受けられる者をいう。

未成年者により構成される協同組合は試験的な協同組合とみなされ、登記された正式な協同組合に加入しなければならない。試験的な協同組合は、協同組合開発庁が公布する特別指導要項の適用を受けるものとする。

第28条 公務員

(1) 協同組合開発庁の役職者あるいは公務員はいずれも、協同組合のいかなる地位にも選任、ないし指名されてはならない。(2) 選挙で選ばれる公務員は、バラングイの役職者を除き、協同組合の役職者および理事に就任する資格を持たない。(3) 政府に雇用された者はいずれも、協同組合の組合員としての義務を遂行するために、所属する政府機関責任者の許可を得て、公務時間を利用して協同組合の総会、理事会、委員会、さらには国内、国外で行なわれる協同組合のセミナー、会議、ワークショップ、専門家会議、研修コースなどへ出席することができる。ただし、それにより、所属する政府機関の業務に支障をきたしてはならない。

第29条 加入の申請

協同組合の加入を申請する者は、理事会による加入承認を得た後、組合員と見なされるものとし、また規約中に定められる組合員資格を生ずる支払い、あるいは協同組合権益の取得の

後に、組合員としての権利を行使するものとする。理事会により加入を拒絶、ないし否定された場合は、総会へ上訴することができる。この場合、総会の決定が最終決定とされる。

第30条 組合員の責務

組合員は、協同組合の出資金に対する自分の出資の範囲で、協同組合の債務を負担するものとする。

第31条 組合員資格の喪失

- (1) 協同組合の組合員はいかなる理由であっても、60日間の猶予を以て理事会に通知することにより、協同組合から脱退することができる。脱退する組合員には、協同組合の出資金に対する自分の持ち分と他の権益の、払い戻しを受ける権限が与えられるものとする。ただし、そうした支払いにより、その当人の出資金を除いた協同組合の総負債額よりも資産総額の方が少なくなる場合は、払い戻しを行なわない。
- (2) 組合員の死亡、精神錯乱、破産、解散などがあれば、組合員資格は自動的に喪失したものと見なされる。
- (3) 下記のいずれかの事由に相当する場合、理事全員の過半数の賛成を得て、組合員資格を喪失させることができる。
 - (a) 組合員がある一定期間にわたり協同組合のサービスを利用せず、それが理事会の定める正当な理由のある期間を超えている場合。
 - (b) 組合員が義務の履行を継続的に怠る場合。
 - (c) 組合員が協同組合の規約および規則に違反する行動をとる場合。
 - (d) 協同組合の権益ないし福利に反する、あるいはそれを侵害する行為、もしくは不作為。

理事会がある組合員の資格を喪失させようとする場合、その組合員には書面により理事会のそうした意向を通知し、当該理事会によるその決定以前に、組合員が意思表示できる機会を与えるものとする。理事会の決定は文書に記し、それを組合員本人に伝えるか、書留郵便にて伝えるものとする。またその決定を伝えた後30日以内に、総会に上訴する機会を与えるものとする。

し、総会がそれについて通常総会ないし臨時総会で下す決定が、最終決定となる。総会が決定を先送りしている間、組合員資格は引続き有効とされる。

第32条 権益の払い戻し

協同組合から前組合員に払戻すべきものとして、規約に基づいて計算された金額は、本法の規定に従い、協同組合もしくは承認を受けた譲受人のいずれかから、前組合員に支払われるものとする。

第4章 組織の運営

第33条 総会の構成

総会は、協同組合の定款ならびに規約に基づいて議決権を有する組合員により、構成されるものとする。

第34条 総会の権限

総会は、協同組合の最高政策決定機関であり、本法、協同組合の定款・規約中に定められる権限を行使するものとする。総会は下記の通りの専属権限を持ち、そうした専権事項は他の機関により代理することができない：

- (1) 協同組合の定款ならびに規約の修正を決定し、承認する。
- (2) 理事を選任ないし指名し、何らかの事由があれば解任する。
- (3) 協同組合の開発計画を承認する。
- (4) 本法の規定に従い、総会の全組合員の3分の2の賛同が必要とされる、その他事項の取扱い。

第35条 総会の開催

- (1) 協同組合は毎年1回、規約中に定められた日時に通常総会を開催するものとし、規約にそうした定めがない場合は、各事業年度末から90日以内のいずれかの日に、通常総会を開催す

るものとする。ただし、通常総会に際しては書面による開催通知を、名簿に記載された全組合員の正式な住所に宛てて、少なくとも開催の2週間前までに送付するものとする;ただしこの2週間前という期限については、規約中に別の期限が定められている場合は、それに従う。

- (2) 協同組合は必要な場合、理事会の過半数の賛同を得て、あるいは規約中に特定されるケースについて、臨時総会を随時召集することができる。ただし、少なくとも1週間以前に、書面による召集通知を全組合員に対して行なうものとする。さらにまた理事会は、全組合員の10パーセント以上に相当する組合員から、特定の案件処理のための臨時総会召集を、書面により要請された場合、要請の受理から1カ月以内にそれに従い、臨時総会を召集するものとする。理事会が定められた期限内に通常総会ないし臨時総会の開催を怠る場合、全組合員の10パーセント相当の組合員からの請願があり、また十分な根拠が示されるなら、協同組合開発庁はそれを受けて、請願者が本法ないし規約に定める適正な通知を行なって総会を召集するよう、命令することが許される。
- (3) 新たに認可された協同組合は、その認可日から90日以内に臨時総会を召集するものとする。
- (4) 協同組合開発庁は下記に該当する場合、協同組合の臨時総会を召集することができる:
 - (a) 開発庁が命令した、もしくは実施した、監査、検査、あるいは協同組合業務に関するその他の調査の結果を、組合員に知らせる目的のため。
 - (b) 組合員が、協同組合に関する情報と、本法に基づき組合員に受領する権限が与えられる利益との、いずれをも確実に得られるようにする目的で、定められた期間中に求められる年次通常総会の開催を、協同組合が怠る場合。
- (5) 組合員は、受理した開催通知のいずれについても、その権利を明示的もしくは黙示的に放棄することができる。

第36条 定足数

総会は、規約中に別段の規定がある場合を除き、議決権を持つ全組合員の25パーセントを定足数として、有効に成立するものとする。

第37条 議決制度

- (1) 単位協同組合の組合員は、1組合員につき1票のみの議決権を持つ。第二段階ないし第三段階の協同組合では、加盟協同組合の代表団としての議決権が与えられるが、そうした加盟協同組合としての議決権は5票に限られる。代表団が投票する議決は、その組合が投じた票とみなされるものとする。
- (2) この条の第(1)項に定める規定を除き、「1組合員1票」制を回避しようとする抜け道的な議決協定ないし取り決めは、いずれも無効とされる。
- (3) 単位協同組合のいかなる組合員も、協同組合の規約中で具体的に規定される場合を除き、投票を代理人に委任することは認められない。しかしながら、単位組合以外の協同組合の規約では、代理人による投票を認めることが許される。ここで言う代理人による投票とは、ある協同組合の代表団の一人が、同じ協同組合の代表団の別の代表の代理人となる、あるいは投票を行なうという意味である。

第38条 理事会の構成

協同組合業務の実施と運営の権限は、理事会に委ねられるものとする。理事会は総会により選任される、5名以上15名以下の理事で構成され、その任期は2年を超えない範囲で規約に定められる期間とし、後任の理事が適法に選任されてその資格が発効するまで、あるいは当人が適法に解任されるまで、理事の職に留まるものとする。ただし、いかなる理事も、その職に連続して3期以上就任してはならない。

第39条 理事会の権限

理事会は事業を指揮、監督し、協同組合の財産を運用し、本法ならびに規約により総会の専権事項とされる以外の、協同組合のあらゆる権限を、決議により行使することができる。

第40条 理事

- (1) 協同組合の組合員であって、協同組合規約に基づく票決権を持ち、法令ないし規約中に規定されるあらゆる資格に合致し、不適格条項にいずれも該当しない者はいずれも、理事に選任される資格を有するものとする。

- (2) 協同組合は理事会の決議により、当該協同組合が金融支援を受けている金融機関が指名する者を、加盟組合員の間では得られない専門知識の提供という目的に限って、理事または委員会委員の一員として受け入れることが認められる。そうした理事ないし委員会委員は、当該協同組合の組合員である必要はなく、また、当該協同組合が求める専門的支援の提供以外に、何らの権利ないし義務も持たないものとする。

第41条 理事会の開催、定足数

- (1) 全ての協同組合は、規約に別の定めのある場合を除き、毎月定例理事会を開催するものとする。
- (2) 理事長の召集により、あるいは規約の定めに従い、特別理事会を随時開催することが認められる。
- (3) 規約に別の定めのある場合を除き、理事会業務の遂行には、理事の過半数の出席が必要とされる。
- (4) 委任状による理事会への代理出席、ないし代理投票は認められない。

第42条 理事会の欠員

任期満了による以外の事由で、理事会に欠員が生ずる場合、その欠員によってもなお理事会の定足数が満たされている場合には、在任中の理事の過半数以上の賛成により、その欠員を補充することができる。そうでない場合は、通常総会、あるいは欠員理事の補充を目的で召集される臨時総会の場で、欠員理事の選任を行わなければならない。欠員を補充するために選任された理事は、前任者の残りの任期の間のみ、理事の職務を務めるものとする。

第43条 協同組合の役職者

理事会は理事自身の間から組合長と副組合長のみを選任し、それ以外の役職者は規約に従い、理事会の外部から選任ないし指名するものとする。全ての役職者は、不都合な行為のないかぎり職務を続け、正当な事情聴取を経た事由以外には、解任されないものとする。ある役職者の誠意、ならびに信義に対する信頼を喪失させるような行為、もしくは不作為という証拠がある場合を除き、信頼の喪失という事由は解任の有効な根拠とならないものとする。法律上の3

等親関係までの親族ないし姻戚者2名以上が、同じ理事会で選任ないし指名される役職者に就任することはできない。

第44条 協同組合の委員会

- (1) 協同組合はその規約により、理事会から指名される執行委員会を創設することができる。執行委員会は規約もしくは、全理事の過半数以上の賛成により委ねられる、権利と義務を有するものとする。
- (2) 協同組合は規約の中で、監査委員会、ならびに協同組合業務の適正な執行に必要とされるその他委員会の創設を、定めるものとする。上記の委員会に欠員がある場合、理事会は規約中に別段の定めのある場合を除き、当該欠員を埋めるための選挙の実施、もしくは欠員を補充する指名を行なうことが認められる。そのようにして選任、ないし指名された後任者は、前任者の残りの任期の間、その職務に就くものとする。

第45条 理事、役職者、委員会委員の役割と責任

理事、役職者、委員会委員は、協同組合の規約中に予め詳細に規定される通りの役割と責任を担うものとする。

第46条 理事、役職者、委員会委員の債務責任

理事、役職者、委員会委員の職務に在って、明白に違法な行為に対して、故意的かつ意識的に賛同ないし同意する者、あるいは協同組合業務の指導に際して重過失もしくは不誠実を犯す者、あるいはまた、理事、役職者、委員会委員としてのそれぞれの義務に抵触するような、何らかの個人的ないし金銭的利益を取得する者は、そうした結果生ずる全ての損害ないし利得を、協同組合、組合員、その他の人々に対して、連帯して賠償する責任を負うものとする。

理事、役職者、委員会委員がその義務に違反して、委任された何らかの事項に関して協同組合の利益を損なうような利害、権益の取得を試みる、あるいは取得する場合、その人物は協同組合から信託を受けた者として、本来協同組合が取得できるはずであったはずの利得の損害賠償責任を負い、その2倍の額を弁償するものとする。

第47条 報酬

- (1) 規約中に報酬を定める規定がない場合、理事は妥当な旅費日当を除き、いかなる報酬も受領しないものとする。ただし、通常総会、もしくはその目的のために召集された臨時総会の場で、議決権を有する組合員の過半数の賛成を得た場合は、理事に対して旅費日当以外にどのような報酬を与えることも許される。だがさらに追加の条件として、いずれの協同組合もその設立初年度は、旅費日当以外の追加報酬をいっさい支払わないものとする。
- (2) 協同組合役職者の報酬、さらにまた、本法もしくは規約に基づき設置される委員会委員の報酬は、規約中に定めることができる。
- (3) 既に規約中に規定がある場合を除き、他の全ての従業員の報酬は理事会により決定されるものとする。

第48条 理事、役職者、委員会委員との取引

協同組合がその理事、役職者、委員会委員中の1人以上の者と結ぶ契約については、下記の全ての条件に合致していなければ、当該協同組合の意向によりそれを無効とすることができる：

- (1) 当該契約が承認された理事会において、当事者である理事が出席していなかったとしても、会議が定数不足とならなかった。
- (2) 当事者である理事が賛成投票をしなくとも、当該契約は承認された。
- (3) 契約当時の状況下で、当該契約が公正かつ妥当なものであった。
- (4) 役職者、もしくは委員会委員の場合であれば、当該役員ないし委員会委員との契約が、総会もしくは理事会により事前に承認されていた。

理事との契約において、上記4項のうちの最初の2つの条件のいずれかが欠ける場合、そうした契約は、その承認のために召集された総会の場で、議決権を有する全組合員の3分の2以上の賛同を得れば、裁可される。ただし、そうした総会の場で、当該理事と協同組合との間に存する利害の対立が全面的に開示され、現状況下でその契約が公正かつ妥当なものである場合に限られる。

第49条 理事の不誠実行為

ある理事がその地位を利用して、本来協同組合に帰属すべきはずの機会を自分自身のために活用するなら、そうした理事は賠償責任を負うものとし、協同組合が得ていたはずと見なされる利益の2倍を返済することにより、弁償しなければならない。ただしその行為が、議決権を有する全組合員の3分の2の賛成で裁可される場合を除く。当事者である理事が自らの資金を利用して投資を行なう場合でも、本条項の規定が適用されるものとする。

第50条 機密情報の違法な利用

- (1) 理事または役職者、もしくは、理事または役職者の関係者が、協同組合の出資金もしくは協同組合の債務に関して、自らの、または関係者の利益ないし便宜のために機密扱い情報を利用し、しかもその機密扱い情報が一般に、当該出資金ないし債務の価値に大きく影響すると考えるのが妥当と見なされるなら、そうした当事者は以下の責任を負うものとする。
 - (a) 当該取引の結果、ある人物が直接的な損害を受け、しかも当該情報が取引時点でその人物には知られていなかった、あるいはまた、知られていたはずと考える妥当な理由がなかったなら、その損害を弁償する責任を負う。
 - (b) 取引の結果、当事者あるいはその関係者が得た、もしくは得ると見込まれる直接的利益と便宜のいっさいにつき、協同組合に責任を負う。
- (2) 協同組合は上記の(a)項に記された責務を履行させるために、必要な措置を講ずるものとする。

第51条 解任

選任により就任する役職者、理事、委員会委員は、通常総会、または解任の是非を問う目的で召集された臨時総会の場合、議決権のある組合員で定足数を満たす出席者の3分の2の賛成があれば、解任できるものとする。解任の是非を問われる当事者には、当該総会において弁明の機会が与えられるものとする。

第5章 協同組合の責任、権利、特典

第52条 所在地住所

協同組合はいずれも、全ての通知と通信の宛先となる、公式の郵便住所を備えるものとする。そうした住所、ならびにその変更はいずれも、協同組合開発庁に登録されるものとする。

第53条 公開文書備え付けの義務

- (1) 協同組合はいずれも、下記の文書類を備えて、その組合員と開発庁の代表に公開し、公式の所在地で妥当な営業時間中に閲覧が可能となるようはからうものとする：
 - (a) 本法、ならびに協同組合に関する他の全ての法令が記載された冊子。
 - (b) 協同組合開発庁の規則が記載された冊子。
 - (c) 協同組合の定款、規約を記した冊子。
 - (d) 組合員台帳。
 - (e) 総会、理事会、諸委員会の議事録。
 - (f) 出資金があれば、その帳簿。
 - (g) 決算報告書
 - (h) 法令もしくは規約で予め定められる、その他の文書類。
- (2) 協同組合監査委員会の委員長は一般的な会計原則に従い、協同組合経理の帳簿と記録類とに責任を持つものとする。委員長はまた、監査もしくは検査の時に、そうした経理帳簿・記録類作成の責任を負うものとする。
- (3) 各協同組合は経理の記録を残し、そこから協同組合の営業の、真実かつ正しい状況と結果とが、随時確かめられるようにはかるものとする。一般的に容認された監査の基準、原則、慣行に従って作成された決算報告書を、毎年公表するものとする。

- (4) 協同組合は、内国歳入法ならびにその他法令の関係各条項に従い、焼却その他の方法により、既に5年以上を経過した経理業務・非経理業務関係のいずれの文書、記録、帳簿をも、完全廃棄処分することが認められる。ただし、民事、刑事、行政訴訟の対象となっている取引関係のものは、除かれる。監査済みの文書、記録、帳簿類の処分に際しては、その目録を作成し、協同組合の参事と監査委員長とが証明を付して、理事会に提出し、理事会はそれを受けて、当該記録類の処分を承認できるものとする。

第54条 年次報告書

- (1) 各協同組合は毎年、各事業年度末現在の現況に関する年次報告書を作成して公表し、全組合員にその写しを配布するものとする。また各事業年度末から60日以内に年次報告書を1部、協同組合開発庁に提出するものとする。年次報告書の形式と内容は、予め開発庁の規則中に定められる。必要な年次報告書の提出を怠ることは、協同組合として営業認可取り消しの根拠とされる。協同組合の事業年度は、規約による定めのある場合を除き、暦年と同じとする。
- (2) いずれかの協同組合が、ここで求められる報告書の作成、公表、提出を怠る場合、あるいはまた本法で求められるいずれかの事項を、報告書中に含めるのを怠る場合、協同組合開発庁は規定された期間の満了から15日以内に、当該協同組合の公式住所に宛てて、義務不履行とその帰結とを告げる書留の通知を送付するものとする。当該協同組合がそうした通知の受理から30日以内に、年次報告書1部の作成、公表、提出を怠るなら、協同組合の組合員のいずれか、もしくは政府は、当該協同組合ならびにその役員に対して、そうした年次報告書の作成、公表、提出など該当する事項を義務づける、裁判所命令を求めて訴えることが認められ、協同組合もしくは過失のあった役員に対して、組合員による提訴の場合は弁護士費用を含め、訴訟手続き費用全額を支払うよう求める訴えを、起こすことが認められる。

第55条 第一義的証拠としての組合員台帳

登記済み協同組合が保有する、組合員もしくは出資金の台帳ないし名簿は、そこに記入された下記の事項に関する第一義的証拠とみなされるものとする：

- (1) 当該台帳ないし名簿に、組合員として氏名が記載された日付。

- (2) 上記該当者が、組合員でなくなった日付。

第56条 証明付き記載事項謄本の証拠価値

- (1) 業務の過程で常時記帳されるいずれかの帳簿、台帳、名簿で、協同組合が保有するものの中に記載された、何らかの事項の写しは、証拠の原則に従って適正な証明が付されるなら、当該記載が存在する証拠として容認され、そこに記載された事項ならびに取引に関する第一義的証拠として、認められるものとする。
- (2) そうした協同組合の帳簿類を保有する個人、もしくは協同組合はいずれも、当該協同組合が当事者となっていない法手続きにおいては、管轄裁判所の命令がある場合を除き、当該協同組合の帳簿類、証明可能なその内容、そこに記録された事項、取引、勘定などを提出を、強制されることはないものとする。

第57条 財務担当役職員の担保差入れ

協同組合にを代表して資金、証券、財産などを扱う理事、役職者、従業員はいずれも、その責務の誠実な履行の誓約の証として、適切な保証書に署名してこれを提出するものとする。理事会は当該保証書の適否判断をするものとする。

第58条 請求権の優先順位

- (1) 協同組合が組合員から弁済を受けるべき債権は、たとえ既存の法令、規則、規定にそれと反する定めがあっても、それが完済されるまでの期間、当該組合員の原材料、生産資材、製品の上で;あるいはまた、当該組合員が協同組合から得た貸付金ないし信用の資金で取得し、保有する、いずれの土地、建物、設備、装置、物品、サービスの上でも、第一順位の先取特権を得るものとするが、協同組合開発庁によるそれ以前の請求権よりは、後順位に置かれるものとする。
- (2) 前記の(1)項に基づく先取特権の対象とされる財産、ないし財産上の権益は、当該協同組合の事前の承認なしに、第三者に売却もしくは譲渡してはならない。財産もしくは権益上の先取特権は、たとえそれらが売却ないし譲渡されたとしても、その先取特権が適法に消滅するまで引続き存続するものとする。

- (3) 本条の第(2)項に反して行なわれた売却ないし譲渡はいずれも、たとえいかなる法令にそれと反する規定があっても、無効とされる。

第59条 給与・賃金からの控除の取り決め

- (1) 協同組合の組合員は、たとえ既存の法令にそれと反する規定があっても、組合員の雇用主が協同組合の便宜のために、組合員に支払われる給与ないし賃金の中から所定の金額を差し引いて、組合員から協同組合へ支払われるべき債務の弁済、もしくは他の請求に充当するのを認める取り決めを、交わすことができる。
- (2) 雇用主はそうした取り決めを受けて、あるいは協同組合からの書面による要請書の内容を受けて、合意通りの控除を行ない、控除した金額を協同組合に送金するものとする。雇用主は、従業員が支払うべきそうした債務もしくはその他の請求、またはその一部が完済されるまで、そうした控除を続けるものとする。
- (3) 本条で用いられる「雇用主」なる用語には、全ての民間企業、政府、自治体、公社、公団など、その従業員の中に協同組合の組合員がいる所で、上記の第(1)、(2)項で述べた取り決めの条件の実施に同意した事業所が含まれる。
- (4) 本条の諸規定はまた、第(1)項に述べたのと同様な性格を有する協定で、本法の発効日時点で有効であった全ての協定にも、適用されるものとする。

第60条 第一先取特権

組合員が協同組合に対して返済すべき何らかの負債を持っている場合、協同組合は本条に反する規定がたとえいかなる法令にあらうとも、そうした組合員の出資金、貯金もしくは権益の上に、第一先取特権を得るものとする。

第61条 協同組合への課税

本法に基づき適法に登録された協同組合で、非組合員ないし一般市民とのいかなる事業取引をも行なわない組合は、内国歳入法ならびに他の税法で義務づけられる、政府のいかなる税金・手数料も適用されないものとする。本条に該当しない協同組合については、以下の条文が適用されるものとする。

第62条 免税その他の免除規定

組合員と非組合員の双方と事業取引を行なう協同組合は、組合員との取引について免税扱いとされる。非組合員との取引を行なう協同組合は、いかなる法令・規則の条文にこれと反する規定があっても、下記のような税制除外規定を受ける恩典を与えられるものとする：

- (1) 累積積立金と未処分純余剰金が1000万ペソ以下の協同組合は、国税、ならびに市、州、町、バランガイなど各種名称・性質のあらゆる税の適用を、免除されるものとする。そうした協同組合は、組合で使用する機械、装置、スペア部品であって、貿易・産業省の承認を受けて国内で入手できるものではない物品の輸入に係る関税、前払いの売上税ないし求償取引税を、免除される。免税措置を受けた輸入品は全て5年間経過するまで、いかなる人物へも譲渡してはならず、それに違反した場合、協同組合ならびに被譲渡人は連帯して、当該税金および/または関税の2倍の金額を支払う責めを負うものとする。
- (2) 累積積立金と未処分純余剰金が1000万ペソ以上に上る協同組合は、以下の税金を完全な料率で支払うものとする：

(a) 所得税

出資金に対する利子として割り当てられる金額に課税。ただし、個々の組合員が最終的に受け取る利子には、所得税は課税されない。

(b) 売上税

非組合員に対する売上に課税。ただし、全ての協同組合は組合の分類区分にかかわらず、所得税と売上税の納税を10年間免除される。大統領令第93号により免除規定が撤廃された協同組合は、当該大統領令の発効日を起点として、上記の10年間免除期間の計算を行なうものとする。本法の成立後に設立される協同組合にも、同じ免除期間が適用されるものとし、期間計算の起点は、開発庁への登記からとする。ただし、この免除規定の適用には、協同組合の純所得の少なくとも25%以上が、利子配当および/または利用高配当の形で、組合員に還元されることが条件とされる。

(c) 本法に別途規定される以外の、全ての税金。

- (d) 慈善、研究、教育機関への寄付、ならびに協同組合の事業地域内の社会・経済的プロジェクトに対する再投資は、税法上の控除扱いが認められる。
- (3) 全ての協同組合は、累積積立金と未処分純余剰金の金額にかかわらず、地方税、ならびに銀行および保険会社との取引に係る税金の支払いを免除されるものとする。ただし、非組合員を相手に行なわれた販売とサービスは、生産者協同組合、販売協同組合、サービス協同組合による場合を除き、全て該当する料率の税金が課税されるものとする。さらにまた、本条の規定は内国歳入庁担当官による、協同組合の経理帳簿その他会計記録類の検査権限を否定するものではなく、適法な権限を有する内国歳入庁担当官は、協同組合開発庁の事前の承認を得て、内国歳入税のみを目的とする協同組合経理の調査を行なうことができる。
- (4) 公証人としての権能を果たす裁判官はいずれも、協同組合の登記申請のための宣誓証書作成ないし協同組合定款の認知を求める、あるいはまた協同組合からの5万ペソ以下の借入証書の作成を求める、いかなる人物ないし人物の集団に対しても、その職権により無料で、業務を行なうものとする。
- (5) 捺印証書の登記官はいずれも、本法に基づく5万ペソ以下の借入証書、あるいは協同組合が取得した財産の権原証書、あるいはまた、協同組合が提訴した訴訟に関連して、もしくは法廷が協同組合の勝訴とした判決に関連して作成される書類・文書、あるいはまた、協同組合の責任ある役員がその義務と責務の誠実なる執行を約して作成する、何らかの保証書などなどの登記を、無料で受理するものとする。
- (6) 協同組合は、契約により協同組合に支払われるべき義務の執行を求めて、本法に基づき提訴される全ての訴訟と関連して、あるいはまたそうした訴訟が協同組合開発庁により法廷に提訴された場合に、フィリピン政府に支払うべき裁判所、司法手数料の支払いを、全て免除されるものとする。
- (7) 全ての協同組合は、下級審の判決を不服として上訴する場合の、あるいはまた第三者請求権のいずれかの無効を求める場合の訴訟において、保証金の供託を免除されるものとする。ただし開発庁は、同様な訴訟において裁判所が十分な保証金として求められる

供託金の額を、当該協同組合の純資産が上回ることを証明するものとし、それが条件とされる。

- (8) 協同組合が発行する証券は、それが投機的な性質のものでないかぎり、証券法の規定の適用を免除されるものとする。

第63条 協同組合の特典

本法に基づき登記される協同組合は、いずれかの法令の条項にこれと反する規定がたとえある場合でも、以下の通りの特典を賦与されるものとする：

- (1) 協同組合は封印した現金箱ないし容器、記録、その他貴重な書類を、市や町村の収入役の、また政府の他の事務所の金庫内に、無料で保管できる特典が与えられる。
- (2) 政府に雇用された従業員の間で組織される協同組合は、たとえこれとは反する法令ないし規則があっても、政府の所有、賃借は問わず、当該政府機関の中に利用できるスペースがあれば、無料で使用できるものとする。
- (3) 冷凍貯蔵、製氷工場、電気、輸送などの特別タイプのサービスないし設備、また同様なサービス、設備の事業を行なう協同組合は、そのためのフランチャイズを確保し、またそうした協同組合は、それぞれの事業地域内で資格を有する全ての人々に対して、組合加入の道を開くものとする。
- (4) 適当な協同組合が存在する地域では、コメ、トウモロコシその他の穀物、魚その他の海産物、肉、卵、牛乳、野菜、タバコ、また組合員が生産するその他農産物などを、政府の機関、施設に対して供給する特別権利を、当該協同組合に賦与するものとする。
- (5) 協同組合に対して然るべき政府機関から、化学肥料の割当とコメの配分における優遇措置が与えられるものとする。
- (6) 協同組合の商品と製品の輸送に関連して、商用輸送船の船舶抵当契約の割当と管理で、優遇的で公正な扱いが与えられる。
- (7) 協同組合と、市場販売協同組合などの協同組合連合会は、公設市場の運営および/または公設市場の設備、露店、スペースの賃貸借で、優先権利が与えられる。

- (8) 信用協同組合および/またはその連合会は、フィリピン開発銀行、フィリピン・ナショナル銀行、フィリピン土地銀行、ならびにフィリピン中央銀行を除くその他金融機関からの借入れ、信用限度の設定及び約束手形・その他適格手形の再割引を受けることができる。
- (9) フィリピン政府、あるいはその部局、省庁、政府所有ないし管理下の法人を含む諸機関などと事業取引を行なう協同組合は、指名入札要項の適用を免除されるものとする。
- (10) 協同組合はフィリピン共和国を相手とする場合以外の訴訟において、県もしくは市の検事、あるいは検事総長職により、無料で訴訟代理人を務めてもらう特典が与えられる。

第6章 協同組合の破産

第64条 支払い不能による手続き

協同組合が支払い不能となって、債権者に対する義務の履行が不可能となる場合、当該協同組合は破産法(改正後の法令No.1956)に基づき適当と考えられる救済措置を申請することができる。

ただし、本条の規定により、債権者が前記の破産法に基づく保護を求める権利は、何ら妨げられることはない。

第7章 協同組合の解散

第65条 債権者に影響しない任意解散

ある協同組合の解散が、その協同組合に対して請求権を持ついかなる債権者の権利をも損なうことがない場合、理事会の過半数の賛成と、理事会の召集で開催された総会の場で、議決権を有する組合員全員の3分の2以上の賛成で採択された決議とにより、解散を有効とすることができる。ただし、その総会の日時、目的を告げる通知を、当該協同組合の本部が置かれた地域で発行されている新聞に、3週連続で掲載するものとし、あるいはまた、新聞の発行が行なわ

れていない地域であるなら、フィリピンで発行される全国紙にそうした通知を掲載するものとする。さらにまた、そうした総会の通知を各出資者ないし組合員に宛てて、当該総会の30日以上前に書留郵便で、もしくは本人自身に配送しなければならない。解散を承認する決議書の写し1部に、理事の過半数による証明を付し、協同組合参事による副書をそえるものとする。協同組合開発庁はそれを受けて、解散証明書を発行する。

第66条 債権者に影響する任意解散

協同組合の解散がいずれかの債権者の権利を損なう可能性がある場合は、協同組合開発庁に対して解散の申し立てを行なうものとする。申し立て書には、理事またはその他の組合運営に当たる役職者の過半数の署名を付し、組合長もしくは、参事あるいは理事の1名がそれが真正である旨の証明を付し、組合に向けられた請求権と要求の全てを記載し、また、解散を検討するために召集された総会の場で、議決権を持つ組合員全員の3分の2以上の賛成により解散が決議されたことを、記すものとする。

申し立て書の形式と実質が整っているなら、協同組合開発庁は当該申し立て書の目的を具体的に述べる命令書を発し、それに対して誰もが意義の申し立てを行なえる期日を定めるものとする。その期日は、命令書の発令から30日以上60日以内とされる。そうした意義申し立ての最終期日以前に、命令書の写しを少なくとも週に1回、3週連続して、当該協同組合本所が置かれた町ないし市で発刊されている新聞紙上に、掲載するものとする。そうした新聞がない場合、フィリピンの全国紙に掲載し、また当該町ないし市の公共の場所3カ所に、同様な写しを3週連続して掲示するものとする。

命令書に定められた意義申し立てを行なう権利が満了する期日から、5日間の期限で与えられる通知を受けて、協同組合開発庁は意義申し立てを聴取する手続きを進め、申し立てのあったあらゆる問題の審判を行なう。意義申し立てがいずれも十分な根拠を欠き、協同組合の解散申し立て書の実質部分が真正であるなら、開発庁は協同組合の解散と、その資産の正義に即した処分とを命ずる命令書を発するものとする。解散の命令書には、下記の事項が記載される:

- (1) 協同組合の資産と負債
- (2) あらゆる債権者の請求権

- (3) 組合員数
- (4) 協同組合の組合員権益の性質と規模

第67条 任意でない解散

管轄の裁判所が(1)いずれかの法令、規則、規約の条文への違反、(2)支払い不能、を根拠として行なう適法な事情聴取の後で解散命令を発する場合、協同組合は解散することができる。

第68条 協同組合開発庁の命令による解散

協同組合開発庁は適法な通知と事情聴取を経た上で、下記のいずれかを根拠に、協同組合の登記証明の効力を停止する、あるいは取り消すことができる：

- (1) 偽って登記を行なった。
- (2) 違法な目的のために存続している。
- (3) 開発庁の通告にもかかわらず、本法もしくは協同組合規約に故意に違反している。
- (4) 協同組合の基盤に立った運営を故意に怠る。
- (5) 協同組合の最低必要組合員数の達成を怠る。

第69条 設立および運営の懈怠による解散

ある協同組合が、その登記証明に記された日付から2年以内に事業を開始していない、もしくは2年間続けて事業を行っていない場合、開発庁は当該協同組合の事業の現状につき正式な検査を実施するものとする。当該協同組合が、事業を実施していないことを正当化する根拠を即刻提示できない場合、開発庁はその組合の名称を登記簿から抹消することが正当化され、当該協同組合は事実上解散したものと見なされる。

第70条 協同組合の清算

設立当初から有限の期間存続すると決められていた協同組合、任意の解散により存続を停止した協同組合、管轄裁判所の司法手続きにより解散させられた協同組合であっても、その解散時から3年間は引き続き協同組合的組織として、存続するものとする。その目的は、協同組合が

原告あるいは被告となる訴訟の継続のため、事業の清算と閉鎖を可能とするため、財産の処分と譲渡、資産の配分のためである。組合設立の目的であった事業の継続は行なわない。

当該協同組合は上記の3年間の期間中随時、組合員、債権者、その他の関係者の利益のために、その全財産を受託人に委ねる権限が認められる。協同組合が組合員、債権者、その他の関係者のために、財産をそうした信託に委ねた後は、それまで協同組合が財産に対して持っていた全ての権益が消滅し、法律上の権益は受託人に確定し、受益権益は組合員、債権者、その他の関係者に確定する。

協同組合事業の清算に際して、不明の、あるいは所在が分からない債権者、出資者、組合員に配分されるべき資産があればいずれも、当該協同組合が加盟していた連合会、中央会、あるいは協会に与えられるものとする。

協同組合は適法な解散、ならびにその全負債の弁済後を除き、出資金の減資および本法で別途認められる以外に、その資産ないし財産のいずれをも、配分してはならない。

第71条 清算の規則

協同組合開発庁は、協同組合の解散のための然るべき実施要項を発表するものとする。

第8章 出資金、財産、基金

第72条 出資金

協同組合の出資金、ならびにその会計処理は、本法およびそれに基づいて発表される規則の適用を受けるものとする。

第73条 出資金の原資

本法に基づいて登記された協同組合は、下記のいずれかないし全てをその出資金の原資とすることができる；

- (1) 組合員の出資金
- (2) 借入金（預金を含む）
- (3) 利用高配当、あるいは出資金利子の支払い繰延べ金で構成される回転出資金
- (4) 補助金、寄付金、遺産、贈与、援助、その他公共・民間を問わず、地域・外国の機関からの支援金

第74条 出資金保有の制限

協同組合の組合員は、協同組合である組合員を除き、いかなる者も、協同組合出資金の20パーセント以上を所持、ないし保有してはならない。組合員が死亡した場合は、その相続人が故人の出資金の権限を得るものとする。ただし、相続人の出資金の合計は、協同組合出資金の20パーセントを上回らないものとする。さらにまた、その相続人は当該協同組合組合員たるの資格を得て、組合加入が認められる。また最後に、その相続人がそうした組合員たるの資格に合致しない、あるいは保有する出資金合計が出資金の20パーセント以上に達する場合、相続人の出資金、あるいは20パーセントを超える持ち分を協同組合に返還し、協同組合はそれに相当する金額をその相続人に支払うものとする。

第75条 出資金および持分の譲渡

組合員は本法の規定に従い、下記に該当する場合以外には、協同組合の出資金ないし持分、あるいはその一部を譲渡してはならないものとする：

- (1) 出資金ないし持分を保有している期間が、1年以上に及ぶ。
- (2) その譲渡が、当該協同組合もしくはその組合員に対して行なわれる、あるいは、当該協同組合の組合員資格の範囲内に該当する人物に対して行なわれる。
- (3) 理事会がそうした譲渡を承認する。

第76条 出資金の利子

出資金に対する配当利子は、協同組合開発庁の判断により、通常の投資利益率と見なされる水準を超えないものとし、また配当利子は累積的扱いとしないものとする。

第77条 1単位当たり出資金

1単位当りの出資金の額面は1ペソを下回らない範囲で適宜定めることができる。協同組合の出資金は、協同組合の事業実施のために支払われる、あるいは支払いを求められる資金を言う。出資証書の発行方法は、協同組合の規約の中に定めることができる。

第78条 罰金

協同組合は、協同組合開発庁に発表が許されている指導要項に従い、予約された出資金の未払いに罰金を課す規定を、規約中に定めることができる。

第79条 出資金の投資

協同組合はその出資金を、下記のいずれにも投資することが認められる：

- (a) 他の協同組合の出資金、債券、証券
- (b) 地域の著名な銀行、ないし協同組合
- (c) 政府が発行もしくは保証する証券
- (d) 主として協同組合もしくはその組合員が利用するための不動産
- (e) 規約で承認される他の何らかの方法

第80条 回転出資金

いずれの協同組合の総会も理事会に対して、利用高配当ならびに出資金配当利子の支払い繰延べにより、あるいはまた、製品売上高の一定割合もしくは扱い製品1個当たりにつき、承認済みの控除を行なうことにより、出資金構造強化のための回転出資金の調達権限を、賦与することができる。理事会は回転出資証書を発行し、証書面に連続番号、氏名、金額、支払い利子を記載し、当該証券の償還期日を明確に表示するものとする。なお、償還される金額は理事会の裁量に委ねられる。

第9章 監査、調査、組合員の審問権

第81条 年次監査

本法に基づいて設立される協同組合は、下記の全資格を満たす監査人による年次監査を受けるものとする：

- (1) 監査対象の協同組合、ならびに当該協同組合の傘下組織のいずれからも、独立した存在である。
- (2) 公認の専門会計士団体、あるいは同様な資格を持つ法人監査人協会の会員となっている。

第82条 監査報告書

監査人は監査委員会に宛てて、収益と経費支出、純剰余金の金額を、また損失および不良債務がある場合はそれをも含む、資産と債務の計算書をとまなう監査報告書を提出するものとする。

監査委員会はそれを受けて、理事会に監査報告書の写しを提出するものとする。その後理事会は次回の総会で、その監査報告書の内容を全て提示するものとする。

第83条 名誉棄損の免責

監査人は、権限を与えられて、あるいは求められて、あるいはまた本法に従って行なういずれかの事項に関連して、誠実に実施した行為、もしくは発表した声明のいかなるものについても、それを根拠として、いずれかの人物に対する名誉棄損の責任を問われることはない。

第84条 調査点検の権利

組合員は、本法の第53条に基づき協同組合に保有が義務づけられる記録類を、妥当な営業時間中に点検する権利が与えられるものとし、また書面により申し込みにより、当該記録の抜粋の写しを、複製の作成費用以外は無料で、請求することが認められる。

協同組合の役職者で、組合員のいずれかによる記録類の点検、ならびにその抜粋の写しの要求を拒否する者は、当該組合員に対して損害賠償の責めを負い、本法の第124条に基づく処罰

の対象とされる。ただし、そうした拒絶が理事会の決議ないし命令に従って行なわれるなら、本条に基づく責めは、そうした拒絶に賛成の票決を行なった理事に課せられるものとする。さらにまた、協同組合記録の点検とその抜粋の写しを求める組合員が、当該協同組合の記録の以前の点検で確保したいずれかの情報を不正に利用した、あるいはまた、要求が誠実な行動で、もしくは適法な目的で行なわれたのでなかったなら、それらは本条に基づくいかなる訴訟においても、正当防衛の根拠とされる。

第85条 記録類の安全管理

いずれの協同組合も、本法に基づき作成と保存が義務づけられる記録類を、その主たる事業所に備え付けて、注意深く保管するものとする。紛失、破損、変造の防止のために、必要なあらゆる予防措置を講ずるものとする。

第10章 純剰余金の配分

第86条 純剰余金

現行法の条文にこれと異なる規定があっても、協同組合の純剰余金はその規約により決定されるものとする。いずれの協同組合もその純剰余金を、各事業年度末、ならびに、規約中に予め規定される他の期日に、決定するものとする。

純剰余金を利益と解釈してはならず、組合員が協同組合から得た借入金、もしくは協同組合から購入した商品・サービスに対する、組合員の支払いが過剰であったためと見なすべきものであり、本法に予め規定する配分を行なうことにより、組合員に還元されたと見なされるものとする。

第87条 配分の順序

全ての協同組合の純剰余金は、次のように配分されるものとする：

- (1) 積立金に配分する金額、純剰余金の少なくとも10%以上。

- (a) 積立金は協同組合の安定のために利用するものとし、事業で生じた純損失の補てんを行なう。積立金が既に出資金を上回る場合、総会は積立金に配分される額を減額することができる。以前に積立金から資金を充当した事項で、何らかの金額が回収されるなら、その金額は積立金へ還元するものとする。
 - (b) 積立金は、本法で許される以外の投資に活用してはならないものとする。出資金を上回る積立金があれば、その上回る金額は総会の決議を経て、協同組合事業を拡大させることになるいかなるプロジェクトのためにも、随時使用することが認められる。
 - (c) 協同組合が解散される場合、積立金は組合員の間配分されない。総会は次のような決議をすることができる：
 - (i) 当該協同組合が加盟するいずれかの連合会、ないし中央会のための、用益権信託基金を設立する。
 - (ii) 当該協同組合が事業を行なう地域社会のために、その金額を贈与する、拠出する、あるいはその他の形で処分する。組合員による積立基金処分の決定が不可能な場合、積立金は当該協同組合が加盟する連合会ないし中央会の所有に帰するものとする。
- (2) 教育訓練基金に配分する金額は純剰余金の10%を超えないものとする。規約の中で、ある種の料金ないし罰金、もしくはその一部を、教育訓練基金に振り向けると規定することが許される。
- (a) 本項に基づき教育訓練基金に毎年繰り入れられる金額の半分は、その協同組合が教育訓練およびその他の目的で使用することが認められる。残りの半分は、当該協同組合が加盟するそれぞれの上部団体の、協同組合教育訓練基金に繰り入れるものとする。上部団体は、連合会もしくは中央会であってもかまわない。
 - (b) 協同組合の解散に際して、当該協同組合に所属すべき教育訓練基金の未使用残高があれば、それは前記のようは上部団体の協同組合教育訓練基金に帰属するものとする。
- (3) 土地、建物、地域開発などのための任意基金、ならびに必要なその他基金などに配分する金額、その総額は純剰余金の10%を超えてはならない。

- (4) 純剰余金の残りの金額は、通常の投資利益率を超えない利子と、利用高配当の形で、組合員に還元できるものとする。

利用高配当に配分される金額は、協同組合の全ての利用者に同じ率で、個々の利用高に比例させて還元するものとする。ただし、以下の条件がつく：

- (a) 出資金を払い込んでいる組合員の利用高配当は、当該組合員がその金額を出資金に振り替えするのに同意しない場合に、利用高配当金として支払う。
- (b) 出資金が未払いとなっている組合員の場合、利用高に応じて支払われる配当金は、出資金が満額支払われるまで、当該組合員の出資金に充当される。
- (c) 非組合員である利用者の場合、利用高に応じて支払われる配当金はそうした組合員のための一般基金に組み入れ、請求と、利用高を示す証拠の提示があった場合にのみ、非組合員である個々の利用者に配分されるものとする。そのようにして配分される金額は、組合員としての最低出資金額に達するまで、そうした利用者の名義で出資金に払い込まれるものとする。そうした積立金額が、規約に定められる期限以内に最低出資金額に達する場合、当該利用者が協同組合への加入に同意する、もしくはそれを求め、加入に関する規約の規定を満たすなら、当該利用者は当該協同組合の組合員と見なされ、組合に加入するものとする。
- (d) 出資金払い込みの予約をしているがなお未払い部分を残している者、あるいはまた非組合員の利用者であって、組合員資格に必要な金額が利用配当金の積立で蓄積されたが、組合加入を求めず、あるいは同意せず、規約中の組合加入要件を満たすのを怠るなら、そのようにして積み立てられた、あるいはその名義とされた金額は、非組合員利用者のための一般基金のいずれかの部分と共に、協同組合の積立金、もしくは教育訓練基金へ、協同組合の選択に従って繰り入れられるものとする。

第11章 農地改革協同組合に関する特別条項

第88条 適用範囲

本章の条項は、主として農地改革協同組合に適用されるものとする。ただし、本章にそれと反する規定のある場合を除き、本法の他の章の条項も補足的に適用されるものとする。

第89条 定義と目的

本法でいう農地改革協同組合とは、組合員の過半数が農地改革の受益者で、零細農民であり、下記の目的のいずれか、もしくはその全てを目的として設立された組合をいう：

- (1) 農地改革の対象とされる地域において、土地保有、土地開発、区画整理、土地管理などに関する適正なシステムを育成する。
- (2) 科学的生産方法普及のための調整、促進を図り、農地改革の受益者とその直系家族(以下「受益者」と呼ぶ)のための、農産物の貯蔵、輸送、販売の支援を行なう。
- (3) 受益者に対して、生産及びその他目的の資金融資を、適正なコストで提供する。
- (4) 受益者ならびに零細農民に対して、適正で、身のたけに合った技術の迅速な移転を、可能な限り低廉なコストで計画し、推進する。
- (5) 農地改革受益者と零細農民の全般的福祉を促進させる、社会保障手当、健康・医療・社会保険手当、その他の社会・経済的給付などを提供する。
- (6) 受益者および零細農民に対して、学校教育以外の教育、職業/技術訓練、生活指導などを行なう。
- (7) 受益者と零細農民のための、外部からの援助とサービスを仲介する役割をはたす。
- (8) 農地改革と再入植が進められる地域で、農業、水産業、家内工業を基本とする産業の育成を特に意識した、総合開発計画に取り組む。
- (9) 受益者、あるいは受益者の利益に影響する事項のいずれか、ないし全てを代表する。

(10) 上記のような目的の追求に必要な、あるいはそれに付随する、その他の経済的、社会的諸活動に取り組む。

第90条 協同組合の農場保有

国が総合農地改革計画に従い、働く者のために取得するプランテーション、エステート、ハシエンダなどと呼ばれる大農場は、協同組合形成の方式を選ぶ労働者/受益者が、集団で保有するものとする。

第91条 社会基盤

農地改革ならびに再入植が実施される地域において、政府は必要ならば、農地改革協同組合に優遇措置を講じ、政府の資金により道路、橋、運河、埠頭、港、貯水池、灌漑施設、上水道、その他の社会基盤を建設する権限を与えるものとする。こうした目的のために、当該農地改革協同組合には政府の技術援助、施設、装置などの利用が供されるものとする。

第92条 公有地の賃貸

政府はいずれの農地改革協同組合に対しても、25年以内の範囲で公有地を賃貸し、さらにもう25年間だけ賃貸期間を延長することが認められる。ただし、賃借期間更新の申請は、期間満了の1年前に限って行なうことができる。さらにまた、そうした公有地の賃貸は総合農地改革計画に従い、受益者と零細農民による使用とその利益のために限ってのみ、認められる。

第93条 優先的権利

農地改革が行なわれる地域では農地改革協同組合に対して、公益事業を行なうための公共事業サービス営業免許と認可証を、優先的に得る権利が与えられるものとする。ただし、そのためには、公共事業サービス営業免許と認可証を与える、政府の管轄省庁から課せられる諸条件を満たすものとする。

電力供給庁は農地改革協同組合の要請があれば直ちに、農地改革地域へ電力サービスの供給を行なうものとする。管轄の電力供給庁が、求められたサービスの供給を何らかの理由により、要請受理の後1年以内に実施するのを怠るなら、当該農地改革協同組合はその農地改革地域内において、自らの資金で電力サービスを直接供給することが認められる。そして、農地改革

協同組合がその農地改革地域の電化のために行なった全投資を、管轄電力供給庁が買い取るまで、電力供給を続けるものとする。

第94条 特典

農地改革協同組合は、土地改革省と協同組合開発庁とが課す妥当な諸条件に従い、農地改革と再入植が行なわれる地域において、以下の経済活動のいずれか、もしくは全てを独占的に行なう権利を与えられるものとする。

- (1) 農地改革が行なわれる地域で、受益者と零細農民のための消費財、農産物、養殖水産物、工業製品、生産資材、原料と食糧、機械、装置、設備、その他のサービスと必要物を、妥当な価格で供給、流通させる。
- (2) 受益者の製品とサービスを、地元市場と海外市場で販売する。
- (3) 組合員の製品を加工して、国内消費用、輸出用の最終消費財、工業製品とする。
- (4) 電力、灌漑、飲料水、陸上・海上・航空による旅客および/または貨物輸送、通信サービス、公共の保健・医療サービスなど、生活に不可欠な公共サービスを提供する。
- (5) 環境、生態を管理・保護する法令、規則を順守しつつ、海洋資源、森林資源、鉱物資源、水資源、その他天然資源の管理、保存、経済的開発を行なう。
- (6) 受益者が毎日の生活と生計の中で必要とする、金融、技術、その他のサービスと施設を提供する。

政府は農地改革協同組合に対して、必要な資金的、技術的援助を提供し、組合が本条に定める目的を効果的に達成できるよう、努めるものとする。土地改革省、協同組合開発庁、フィリピン中央銀行は本章の定めに従い、農地改革協同組合の設立と金融支援のための計画を、共同で作成するものとする。その共同計画は、農地改革協同組合の登記日から10年以内に、受益者が当該協同組合の完全な所有と経営支配を、段階的に引き継いでゆく方向を目指すものとする。

第95条 設立と登記

本法に基づいて農地改革協同組合の設立と登記が認められるのは、次のような内容につき、土地改革省の文書による事前証明がある場合に限られる。すなわち、そうした農地改革協同組合が受益者により必要とされ、望まれている;公正な立場で実施された研究結果からは、そうした協同組合の設立は経済的に可能であり、その事業は経済的に成り立つ見込みであると示唆される;またその協同組合は現時点で、本法の要件を満たして設立と登記が可能である。

第12章 公共サービス協同組合に関する特別条項

第96条 定義と適用範囲

本法でいう公共サービス協同組合とは、政府の管轄省庁による公共事業サービス営業免許、ないし認可証に基づいて権限を認められる公共サービスを、実施するために設立された協同組合を指す。そうしたサービスには次のようなものが含まれる:

- (1) 発電、送電、および/または配電。
- (2) 製氷工場および冷凍サービス。大統領令第269号により設立された電気協同組合は、本法の規定による協同組合資格に合致する場合は、本章の適用を受ける。
- (3) 電話、電信、電気通信などを含む通信サービス。
- (4) 旅客および/または貨物輸送のための、陸上、海上、航空運輸協同組合。
1983年行政命令第898号に基づき設立された運輸協同組合は、本章の適用を受けるものとする。
- (5) 公設市場、屠殺場、その他同様のサービス。
- (6) いずれの協同組合にも従事することが認められる、他のタイプの公共サービス。そうした協同組合は本法の規定に反しないなら、適用可能なかぎり、本章と、本法の一般条項の適用を受けるものとする。

第97条 登記の要件

いずれの公共サービス協同組合も、下記の要件を満たさないかぎり、登記されないものとする：

- (1) 公共事業サービス営業免許ないし認可証の発行権限を有する、本来の管轄政府省庁による、好意的推薦を得ている。
- (2) 協同組合の定款と規約が、そうした協同組合のサービスの利用者および/または生産者の組合加入を認めている。
- (3) 他の関連政府省庁が求めるような、その他要件を満たす。同じ公共事業サービス営業免許ないし認可証を求めて、2つ以上の申請者が競合する場合、全ての事項が等しければ、公共サービス協同組合が優遇されるものとする。

第98条 公共サービス協同組合に関する規則

- (1) 公共サービス協同組合の内部事項については、組合員の権利と特典；総会・理事会・委員会の規則と手続き；役員、理事、委員会委員の選出と資格；剰余金の割振りと配分など；いずれも本法の適用を受けるものとする。
- (2) 出資金の規模と必要投資額、装置と設備、周波数、料金決定など、公共サービス協同組合の公共事業サービス営業免許ないし認可証と関係する全ての事項；あるいはまた、公共サービス実施に影響するその他事項は、本来の管轄政府省庁に従う。
- (3) 協同組合開発庁と本来の管轄政府省庁は合同で、本章の規定を実施するために必要な規則を、発表するものとする。

第13章 協同組合銀行に関する特別条項

第99条 適用法

- (1) 本章の条文は主として、本法に基づいて登記された協同組合銀行に適用されるものとし、本法の他の条項は、本章に含まれる条文と抵触しない範囲で適用されるものとする。
- (2) 本法の規定に基づき適法に設立されて登記された複数の協同組合は、それら協同組合の間で協同組合銀行を設立することが認められ、その協同組合は中央銀行の諸要件と認可という必須の条件とに従いつつも、同様に本法の規定に基づく登記が可能な協同組合であると、見なされるものとする。

第100条 定義、分類、機能

協同組合銀行とは、その出資金の過半を保有し、支配する、複数の協同組合により設立された銀行であり、協同組合に対する金融、信用サービスの提供を主たる業務とする。「協同組合銀行」なる用語には、協同組合農村銀行も含まれるものとする。

協同組合銀行は、以下のような機能をはたすことができる：

- (1) 協同組合のための銀行業務と信用サービスを実施する。
- (2) 協同組合銀行、単位協同組合、また事業を行なっているその協同組合連合会のために、フィリピン政府およびフィリピン中央銀行から資金援助を受け、ないし借入れ、貸し出しと貸付金回収の指導を行なう。
- (3) 協同組合運動の利益のために、組合員の貯蓄を集める。
- (4) 複数の協同組合とその連合会の余裕金の調整を行なう。
- (5) 協同組合が振り出す為替手形、約束手形の割引を行なう。
- (6) 協同組合活動促進のために譲渡可能証券を発行する。
- (7) 政府の承認と、政府が予め定める条件と保証とに従い、債券を発行する。

- (8) 中央銀行が定める限度内で、銀行および他の金融機関から資金を借り入れる。
- (9) 協同組合開発庁が予め定める、その他全ての機能をはたす。ただし、銀行業務の実施はいずれも、フィリピン中央銀行による事前の承認が必要とされる。

第101条 登記の要件

いかなる組織も、協同組合の定款と規約、ならびに協同組合銀行としての設立と営業とが、フィリピン中央銀行により承認され、また協同組合としての登記要件が全て満たされていないければ、協同組合銀行として協同組合開発庁に登記されることはない。

第102条 加入資格

協同組合銀行の組合員は、協同組合と、協同組合連合会に限られる。

第103条 理事会

理事会の定員、構成、議決権は、たとえ本法の条項にそれと異なる規定があっても、協同組合銀行の定款と規約の中で定めるものとする。

第104条 貸付金

協同組合は協同組合銀行から、資金を借り入れることができる。協同組合銀行が行なった貸付は、フィリピン中央銀行へ報告するものとする。

第105条 監督

本法に基づき登記された協同組合銀行は、中央銀行の監督下に置かれる。中央銀行は開発庁と協同組合との協議を経て、協同組合銀行の操業と銀行取引とに関する、指導要領を作成するものとする。そうした指導要領においては、協同組合銀行が持つ独自の協同組合的本質と性質とに、適正な配慮が行なわれるものとする。こうした目的から、協同組合銀行は、他のタイプの銀行に適用される中央銀行規則の中で、協同組合農村銀行が組合員に対して行なう適法な金融・銀行サービスの妨げとなるような規定について、その適用を免除されることが認められる。

第106条 出資金の規模

- (1) 全国規模の協同組合銀行は、第14条(5)と関連して、最低でも2億ペソ以上の授權出資金を持つものとする。授權出資金は分割して、最低額面1000ペソ以上の出資証券を発行する。協同組合銀行は中央銀行が予め定める規則に従い、主として持ち分権利の永久性、そのタイプなどをはっきりさせる目的から、その有効期間と付属する権利を含めた出資証券を発行することが認められる。
- (2) 地方の協同組合銀行は、最低2000万ペソ以上の授權資本出資金を持つものとし、分割して最低額面100ペソ以上の出資証券を発行するものとする。

第107条 純剰余金の配分

純剰余金の配分に関する本法の規定が適用されるものとする。

第108条 特典

協同組合銀行は中央銀行の承認と、銀行業務に関する諸法令、規則、規定とに従い、次のような特典が与えられるものとする：

- (1) 本法に基づいて登記された協同組合銀行は、農村銀行、民間の開発銀行、商業銀行、その他全ての銀行に与えられるのと同じ特典を与えられ、本法の規定にいかなる影響をも与えることなしに、フィリピン中央銀行、フィリピン土地銀行、その他政府関係銀行で、手形の再割引を受けることができる。
- (2) 政府資金の預託を受け入れる。全ての政府省庁、国営法人・公共法人を含む国家機関、地方政府機関はこの目的のために、資金を協同組合銀行に預託する権限が認められる。

第109条 協同組合銀行への支援

本法に基づいて設立された協同組合銀行が苦境に置かれる、あるいはその財務状況の立て直しに、もしくは破産の回避に、支援が必要とされるような場合は常時、フィリピン中央銀行通貨委員会が改正後の共和国法第265号第29条の規定に従い、中央銀行の幹部職員、あるいは銀行ないし金融業務での実績を認知された人物を、管財人もしくは管理者に指名するものとする。

第14章 信用協同組合に関する特別条項

第110条 適用範囲

本章は信用協同組合に限ってのみ適用されるものとし、本法の他の諸条項は、本章の規定と抵触しない範囲で、信用協同組合に適用されるものとする。

第111条 定義と目的

信用協同組合とは、組合員により運営され、次のような目的を持つ金融機関である：

- (1) 組合員の間貯蓄を奨励する。
- (2) この貯蓄を原資として、組合員を対象に、生産及びその他目的の融資を行なう。
- (3) 組合員がそうした融資の利益を最大限追求できるようにする、関連サービスの提供を行う。

第112条 設立と登記

信用協同組合は、本法の一般条項に従い、設立、登記されるものとする。

第113条 組織的連携

信用協同組合は、以下の一般に求められる不可欠なサービスを提供する目的(これら目的のみに限定されない)で、支部または下部組織を設立し、あるいは、リーグ、連合会などの組織に加入することが認められる：

- (1) 余裕金の相互融資
- (2) 共済
- (3) 預金保護
- (4) 担保提供
- (5) 教育訓練
- (6) 専門的技術的支援
- (7) 研究と開発

(8) 代表

(9) その他、業績の向上に必要なサービス

信用協同組合連合会、州・地方区・全国レベルの信用協同組合などの、既存の支援組織は、本法の下で引続き存続が認められる。

第114条 名称使用の禁止

「信用協同組合」なる用語は、本章に基づいて適法に登録された信用協同組合にのみ使用が許されるものとし、これにより適法に登録されていないいかなる人物、人物の集団、ないし組織も、この用語を使用してはならない。

第15章 協同組合保険協会に関する特別条項

第115条 協同組合保険協会

既存の協同組合が集まって、協同組合の組合員の財産保険を含む保険業務を行なう目的で、協同組合保険組織を設立することが認められる。

第116条 提供する保険のタイプ

本法の条文により制定、作成される協同組合保険プログラムの下で、協同組合保険協会はその加盟組合員に対して、特別グループ保障付き生命保険、ローン保護、退職年金、医療・障害保障付き養老保険、火災保険、自動車保険、信用保証、作物・家畜保護、設備保険、その他などの保険制度を提供する。

第117条 保険関連法の適用

保険法の条文、ならびに保険会社の設立と営業に関する他の全ての法律、規則は、本法に基づいて設立される協同組合保険組織にも適用されるものとする。保険組織の資本の規模、投資、準備率などに関する要件は、協同組合開発庁ならびに協同組合セクターとの協議の上で、

自由に修正できるものとする。しかしながら、そうした要件はいかなる場合であっても、保険法およびその他関連法で定められる水準の半分以下に引き下げることが許されない。

第118条 施行規則

保険委員会は協同組合開発庁及び協同組合セクターとの協議を経て、これら条項の規定を実施する規則を制定するものとする。

第16章 その他の条項

第119条 他の法令の順守

- (1) 協同組合には、労働法ならびにその他の労働関連法が適用されるものとする。
- (2) 協同組合には、社会保障法、医療法、ならびにすべてのその他の社会保障関連法が適用されるものとする。
- (3) 本法に基づいて適法に登録された協同組合に適用される、他の全ての法令と行政命令。

第120条 協同組合登記簿

協同組合開発庁は登記簿を設置し、その中に、本法に基づいて登記、もしくは解散される全ての協同組合の名称、さらにはそうした登記と解散に求められる基本的情報、ならびに有用と考えられるその他の情報を、時間の経過の順に記載するものとする。協同組合開発庁は毎年リストを公表し、存続している協同組合、解散手続きが進行中の協同組合、その年に登記が抹消された協同組合などを示し、各協同組合に関して規則中に予め公表が規定されるような情報を、明らかにするものとする。

第121条 紛争の解決

組合員、役職者、理事、委員会委員の間の紛争、さらには協同組合内部の紛争は、それが現実的であるかぎり、当該協同組合の規約、ならびに適用法中に規定される調停と仲裁の制度に従い、友好的解決を図るものとする。

そうした調停/仲裁手続きによる解決が失敗するなら、当該事項は管轄裁判所における解決に委ねられるものとする。

第17章 最終条項

第122条 電気協同組合

電気協同組合は本法の適用を受けるものとする。しかしながら、3年間の経過期間を置くものとし、その間に協同組合開発庁と国家電力庁とは、電気協同組合が本法に定める資格を得られるよう、援助と支援を行なうものとする。協同組合開発庁と国家電力庁は、この法律の諸条項と大統領令第269号の規定とが最終的に調和するような規則と規程を、共同で公布するものとする。

第123条 諸規則

- (1) 協同組合開発庁は、本法の条項を実施するための規則で、その発表が明確に求められている規則を発表することができる。しかし、本法の特定の条文が、本法のいずれかの条文で求められる規則の発表を行なう特定の政府省庁を、明確に指定しているケースについては、この項の規定は適用されない。
- (2) 本法の条文が規則の公表を明確に求めず、その権限賦与もはっきりさせていない場合は、それに関する規則は公表されないものとする。この項の規定に違反して発表される規則は、最初から効力を持たないものとされる。
- (3) 本法に基づく規則は、下記の要件を満たさないかぎり公表されることはなく、有効となることはない:
 - (a) 規則を発表する意図の表明;取り上げる主題を示して、用意している規則案の写しを添え、一般市民を招いてそれに関する市民の見解と立場の表明を求める。この公聴会開催の通知は、全国規模で発行されている日刊紙の紙上で、公聴会開始予定日以前の

連続4週間に、毎週少なくとも1回、公聴会の日時と場所を特定して掲載されるものとする。

- (b) 公聴会は開発庁により、ルソン島、ピサヤ諸島、ミンダナオ島で別々に開催されてもよいものとし、公聴会におけるやりとりは適法に記録されるものとする。公聴会の詳細は実費で市民にも配布される。公聴会は数回に分けて実施してもよい。ただし、前回の公聴会の詳細が前もって公表されるまで、公聴会の開催は控えるものとする。
- (c) 議事決定手続きに関する規則は、その規定の一つ一つを正当化するメモを付けて補うものとし、メモの中にはその法的根拠を列挙し、そうした規定を定める理由を挙げ、それにより予想される結果を示すものとする。
- (d) 諸規則は、協同組合開発庁が勧告し、大統領府による承認を受けるものとし、官報に掲載後30日を経て発効するものとする。

第124条 罰則条項

協同組合に影響を及ぼす下記のような作為、もしくは不作為は、ここに禁止される:

- (1) 本法に基づき協同組合として適法に登記される場合を除き、国内国外を問わず、いずれかの人物、もしくは人物の集団、もしくは組織が、「協同組合」という名称を用いること。これに違反する場合、当該の個人もしくは複数の個人、あるいはまた組織である場合、その役職者と理事が有罪とされれば、それぞれ1年間の懲役、および1000ペソ以下の罰金、または裁判所の裁量によりその両方の罰を受けるものとする。
- (2) 公務員が、自らは組合員ではない協同組合の内部問題に直接、ないし間接的に、以下のような干渉もしくは介入を行なう場合:
 - (a) いずれかの人物または人物の集団に対する、公の、もしくは私的な、推薦、あるいはその支持・不支持のための選挙運動などを通じて、役職者、理事、委員会委員、従業員の選任、もしくは指名に影響を及ぼす。
 - (b) 協同組合内部での方針、もしくは決定について、事前に明らかにするよう求める。

(c) 地位または組織内の部門の創設を要請もしくは要求する、あるいはまたいずれかの人物の指名、転任、解任を勧告する。

(d) 協同組合の自治と独立に反する、あるいはそれを損なう、その他の行為。

この項の規定のいずれかに違反する個人、または複数の個人、あるいはまた組織である場合、その役職者と理事が裁判で有罪とされれば、それぞれ1年以上5年以下の懲役、または5000ペソ以上の罰金、あるいは裁判所の裁量によりその両方の罰が課せられる。

(3) 理事、役職者、委員会委員で、第46条(理事、役職者、委員会委員の債務責任)、第49条(理事の不誠実行為)、第50条(機密情報の違法な利用)に違反する者は、有罪の判決があれば5千ペソ以上50万ペソ以下の罰金、もしくは5年以上10年以下の懲役、あるいはまた裁判所の裁量によりその両方の罰が課せられる。

(4) 本法のいずれかの条文に対する違反で、具体的な罰則が規定されていないものについてはいずれも、6カ月以上1年以下の懲役、および1000ペソ以上の罰金、あるいはまた裁判所の裁量によりその両方の罰が課せられる。

第125条 印刷と配布

(1) 国家印刷局は本法の承認日から60日以内に、官報にその全文を掲載して公表するものとする。本法の写しを、地域、州の事務所を含む国の全ての省庁、機関、ならびに地方自治体、国営、公営の法人に配布するものとする。

(2) 適法に登録された協同組合、その連合会、中央会、協会、ならびに協同組合組織の法人は全て、本法写しを1部、実費で配布されるものとする。その後、新規に登録される協同組合ないし協同組合組織の法人には、その登記済み証書と共に、本法の写し1部とそれに基づき制定された諸規則が、実費で渡されるものとする。

第126条 解釈

本法、もしくはそれに従って制定された諸規則の、いずれかの条文の意味に疑義が生ずる場合は、協同組合とその組合員が有利となるように解釈されるものとする。

第127条 無効扱い

本法に明確な規定がある場合を除き、大統領令第175号ならびに他の全ての法、もしくはその一部で、本法のいずれかの規定に抵触するものは、無効とみなされるものとする。ただし、本法の規定が、大統領令第269号の規定のいずれかの修正ないし無効化を意味すると、解釈されてはならない。さらにまた、本法により電気協同組合に適格とされる組合は、その適用を受けるものとする。

第128条 経過措置条項

大統領令第175号、第775号および行政命令第898号、ならびに他の全ての法に基づき登記された協同組合は、協同組合開発庁に登記されたと見なされるものとする。ただし、そうした協同組合は本法の発効から1年以内に、最寄りの協同組合開発庁の事務所に対して、登記済み証書、協同組合の定款と規約の写し、直近の適法な監査済み決算報告書を提出するものとし、それが行なわれない場合、当該協同組合の登記は取り消されたものとされる。さらにまた、大統領令第269号、改正大統領令第1645号に基づき設立された協同組合は、開発庁による資格認定と登記のために、3年間の期間を与えられるものとする。最後に、そうした協同組合の資格認定と登記とが行なわれた後、そのような協同組合に対して、もはや大統領令第1645号第3条と第5条の適用は行なわれないものとする。

第129条 分離条項

たとえ本法のいずれかの部分が憲法違反とされても、残りの条項はそれにより何ら影響されず、引続き有効とされる。

第130条 発効

本法は一般新聞紙上での公表から15日後に発効するものとする。

上記の法は採択された。

(署名)

JOVITO R. SALONGA

上院議長

(署名)

RAMON V. MITRA

下院議長

下院法案 No.13029 と上院法案 No.518 を統合した本法は、最終的に下院と上院を、それぞれ1990年3月5日と1990年3月2日に通過した。

(署名)

ROWIN P. ACOBA

上院事務総長

(署名)

QUIRINO D. ASAD SANTOS, JR.

下院事務総長

1990年3月10日、本法を承認せり。

(署名)

CORAZON C. AQUINO

フィリピン大統領

下院 No.10787

上院 No.613

フィリピン共和国
フィリピン国議会
マニラ首都圏

第3期 通常議会

1989年7月24日月曜日、首都マニラにて開会、審議を行なう。

.....
[共和国法 No. 6939]

公正、社会正義、経済開発のための手段としての協同組合の、存立と成長を促進させるための、協同組合開発庁を設置し、その権限、機能、責任を定義し、政府の政策・機関と協同組合の機能との合理的調整を図り、協同組合の発展を支援し、協同組合に関する政府の既存省庁の登記と規制の機能を移転して、開発庁に統合し、関連予算を計上し、またその他の目的を実施するための法律

フィリピン共和国上院、ならびに下院は、ここに召集される今議会において、本法を以下のとおり制定されたい:

第1条 政策方針の宣言

憲法第12条第15項で付託される権限を行使して、公正、社会正義、経済開発のための手段としての協同組合の存立と成長を促し、そのための一つの機関を設置する国の方針を、ここに宣言する。国はこうした目的にむけて、協同組合がその組合員の経済的・社会的地位の向上のために組織され、相互扶助に基づく事業活動を行い、国際的に容認された協同組合の原則と実践とを基本原理とする社団であることを認識する。

こうした方針をさらに前進させるために、国の経済計画策定を担当する機関は、国家開発計画中の不可欠な主要構成要素としての、協同組合の成長・拡大の促進を、計画中に盛り込むものとする。政府の省庁、部局、下部機構、現業部門などは、協同組合に対して適正で似合った優遇措置を提供することにより、それぞれの政策プログラムのもとでの協同組合の形成を促すものとする。

協同組合の制度的発展については、協同組合セクターが主たる責任を負うものとするのが、国の認識である。従って協同組合セクターは、必要ならば政府の援助を受けつつも、それ自体の枠組みの中で、協同組合の普及、組織づくり、研修、情報収集、監査、支援サービスなどの活動を始動させ、育成する権利を持つと、国は認識する。

協同組合に対する政府の支援は、本法に規定される協同組合の目的と性質を損ないかねない、いかなる制限、条件設定による制約も、受けることはない。国は本法に規定される場合を除き、協同組合の運営と操業に対する不介入の方針を維持するものとする。

第2条 協同組合開発庁の設置

本法の条項を実施する目的で、大統領府のもとに協同組合開発庁を設置する。

第3条 権限、機能、責任

協同組合開発庁は、下記のような権限、機能、責任を持つものとする：

- (a) 国の協同組合政策および総合社会経済開発計画と整合する、協同組合育成のための、統合された包括的計画・プログラムを策定し、採択し、実施する。

- (b) 協同組合の要請を受けて、協同組合の組合員に対して協同組合の効率的運営に求められる、事業家としての能力、経営専門知識、専門技術などを供給する経営プログラム・研修プログラムを開発し、実施する。また、協同組合の真の精神を組合員に繰り返し説き、また必要ならば、農地改革、漁業、経済的に困窮する産業分野などへ特別の配慮を行ないながら、協同組合の存立と成長を確保するための、技術的・専門的援助を提供する。
- (c) 協同組合を普及させる、自主的組織とコンセンサス育成活動とを支援し、当該協同組合の要請を受けて、経営的・技術的専門力の向上を目指す援助を行なう。
- (d) 協同組合の普及、組織化、発展を図り、地方自治体と民間分野の努力の調整を行なう。
- (e) 協同組合、その連合会と中央会について、その分割、合併、統合、解散、清算を含む、あらゆる登記を行なう。また、協同組合などの全ての、もしくは実質的に全ての資産および負債の譲渡の登記、さらにまた開発庁が求めるようなその他事項の登記も行なう。
- (f) 全ての協同組合、その連合会・中央会に対して、公認会計士による適法な監査を受けた年次決算報告書、一般情報書の提出を求める。
- (g) 行政上の要件不履行、あるいは自主的解散を理由とするケースについて、適法な通告と意見聴取を経た後、協同組合登記の取り消しを命ずる。
- (h) 協同組合の存立と自治との強化のために必要な条件に基づく、金融その他の援助獲得に際して、協同組合を支援する。
- (i) 本法の実施に必要で、財政的に可能な現業事務所を設置する。そうした事務所は当初、ダグパン、マニラ、ナガ、イロイロ、セブ、カガヤンデオロ、ダバオの諸都市に置くものとする。
- (j) 協同組合の登記に関する、妥当な料金を定め、徴収する。
- (k) 政府から協同組合の開発のために拠出される全資金を管理する。ただし、拠出・贈与側との協定で、協同組合が直接そうした資金を受領する権利は犯さない。
- (l) 公聴会を通じて協同組合セクターとの協議を行ない、継続性ある政策措置を形成し、採択する。

- (m) 内部の事務処理のための規則、規程を採択する。
- (n) 協同組合運動に関する年次報告書を、大統領と議会に提出する。
- (o) 協同組合関連法の規定実施に必要なその他機能を行使する。またそれを履行する中で、開発庁の面前で公聴会ないし事業聴取を大きく妨げる不法行為があつて、有罪とされる人物があれば、開発庁はいずれに対しても直接侮辱を理由に、500ペソ以下の罰金、あるいは10日以内の懲役、あるいはその両方の罰を略式で課することができる。裁判所規則第71号で定められる間接侮辱に相当する行為は、当該規則に基づく処罰を受けるものとする。

第4条 運営機構

開発庁は、大統領が指名する理事長1名と6名の理事で構成される、運営会議により運営される。運営会議のメンバーはいずれも協同組合セクターに指名される者の中から選ばれるものとし、ルソン島、ビサヤ諸島、ミンダナオ島からはそれぞれ代表が2名指名される。運営会議メンバーの任期は6年とし、再任は許されない。ただし、最初に指名されるメンバーだけは、理事長の任期が6年、理事のうち3名が任期4年、残りの3名が任期2年とされる。さらにまた、次の各組織の代表1名が兼務する理事を4名置くものとする：(a) 農業省、(b) 運輸通信省、(c) 国家電力庁、(d) 砂糖統制庁。そうした省庁を代表する理事は、選出によらず任命されるものとし、協同組合開発庁の操業開始から1年間で任期を終えるものとするが、そうした兼任理事は他のいかなる政府機関の理事の地位を兼ねてはならない。理事長と理事は常勤とする。理事に欠員がある場合は、本条に定める理事の任命基準に従い、大統領が指名するものとする。ただし、欠員補充で指名されたメンバーは、その残りの任期についてのみ職務をはたすものとする。

第5条 運営会議メンバーの資格

運営会議の理事長ないし理事に指名される者は、下記の資格を有する者でなければならない：

- (a) フィリピン人として生まれ、法定年齢に達しているフィリピン市民。
- (b) 協同組合、経済、金融、農業、漁業、獣医学、医学、実業、社会科学、法律、経営、もしくは同様な学問分野で学士の称号を持ち、協同組合、政府省庁、または協同組合の育成事業を進める非政府組織において、正規の職員ないし役員として5年間の経験を有する者；ま

た学士の称号を持たない場合は、協同組合、政府省庁、または協同組合の育成事業を進める非政府組織の役員として、10年間以上の協同組合経験を有する者。

(c) 代表する地域に5年以上在住するものでなければならない。

経営会議の理事長もしくは正規の理事に指名された者は、その指名を受けて、協同組合に持つ直接・間接の金銭的権益、もしくは協同組合との取引を、手放すものとする。

第6条 運営会議の開催

運営会議はその業務の定期的執行のために、少なくとも毎月1回は開催されるものとする。特定の問題を検討するための特別会議を、理事長、もしくは過半数以上の理事の求めにより、召集することができる。会議による決定には、全理事の過半数以上の賛成が必要とされる。運営会議の全ての会合は、マニラ首都圏に置かれる開発庁の本部において、あるいはまた会議が決める他のいずれかの場所において、開催されるものとする。

運営会議は専務理事を1名指名するものとし、専務理事は開発庁の日常業務の最高責任者となる。専務理事の報酬は運営会議により決定される。

第7条 協同組合開発庁の設立

開発庁は、本法の発効日から120日以内に設立されるものとする。

第8条 仲裁と調停

開発庁は当事者の一方、もしくは双方の依頼を受けて、協同組合内部の、もしくは協同組合間の紛争の仲裁と調停を行なうものとする。ただし、依頼を受けてから3か月以内に仲裁も調停も成功しない場合、管轄裁判所に然るべき法手続きが提訴される以前に、仲裁ないし調停委員会は紛争未解決の証明書を発行するものとする。

第9条 協同組合登記の権限

協同組合を登記する権限は、協同組合開発庁にのみ与えられるものとする。下記の省庁が持つ、協同組合の登記に関する現行の諸機能は、これを以て開発庁に移管される：

- (a) 農業省
- (b) 農業協同組合開発局

- (c) 運輸通信省
- (d) 砂糖統制庁
- (e) 国家電力庁
- (f) その他関連する政府省庁

1987年度行政命令第116号により創設された農業協同組合開発局は、これを以て廃止され、その従業員で資格ある者は協同組合開発庁に吸収されて、公務員規則、報酬職務等級管理局規程に従い、開発庁の要員体制に組み入れられる。ただし、行政命令第634号に基づいて設置された、リージョン9、リージョン12のリージョン協同組合開発援助局もこれを以て廃止され、その従業員は公務員規則に従い、協同組合開発庁の要員体系の中に優先的に雇用されるものとする。ただし最後に、開発庁に雇用されない者には、在職期間1年当りにつき、給与の1.25カ月分相当の退職一時金が支払われるものとする。退職一時金計算の在職年数については、6カ月以上の在職は1年間の在職と見なされるものとし、現行法により他の退職手当が支給される場合も、同様の扱いとされる。

第10条 基金とプログラムの移管

改正後の大統領令第175号に基づいて設置された協同組合開発融資基金は、これを以て、農業省から開発庁へ移管される。

改正後の大統領令第175号に基づいて農業省に賦与された、経営研修と援助プログラム基金の機能は、同様にこれを以て、開発庁へ移管される。

改正後の大統領令第175号に基づいて経営研修と援助プログラムのために支出される資金は、これを以て協同組合開発のための基金に転換され、該当する協同組合の要請を受けて、そうした目的のために利用することが認められる。ただし、適法に登録された協同組合は、協同組合開発を目的とする、組合自体の研修センターないし連合会を設置する権利を持つものとする。

さらにまた、現在農業省の管理下にある融資協定に基づいて設立された、協同組合マーケティングプロジェクトも、同様にこれを以て開発庁に移管される。

第11条 教育制度の中の協同組合

協同組合の歴史、理念、原則、実践、ならびに国民経済における一要素としてのその役割などは、学校教育と学校以外の教育の双方の中で、普及が図られるものとする。

協同組合としての登記はされないが、フィリピンの法律に基づき適法に登記され、協同組合の普及、組織化、調査、教育などに従事する非政府組織の役割は、認識されるものとする。開発庁はそうした非政府組織を、学校とは異なる研修機関として公認することができる。そこで提供される研修コースを、研修生の学歴、専門技能、職歴などの引き上げ基準に算入することが許される。既存の協同組合研修センターは、本法に基づく非政府組織としての資格があると、認定されるものとする。

国立大学は要請があれば、その所在する地域社会において、協同組合のための技術支援と指導を提供するものとする。

第12条 銀行制度の中の協同組合

フィリピンの銀行制度の一部として、協同組合銀行を普及、発展させることは、開発庁の大きな関心事とされ、開発庁は、フィリピン中央銀行ならびに該当する協同組合セクターと協力しながら、こうした目的に必要とされるプログラムの実現に取り組むものとする。

第13条 規則制定の権限

協同組合開発庁は、適法な公聴会を経て、大統領の承認を得た後、本法の条文を実施するために必要とされる諸規則を発表する権限を与えられる。そうした施行規則は、官報へ、あるいは一般の新聞2紙に掲載後15日以内に、発効するものとする。諸規則の発効後に加えられる修正も全て、これと同じ手続きを踏むものとする。

第14条 名称使用の禁止

いかなる組織も、一般に容認された協同組合原則、適用される協同組合関連法の全てに従い、また本法に基づき適法に登記されていなければ、その名称の中に「協同組合」なる用語を含めてはならない。ただし、これまでその名称の一部に「協同組合」なる語を用いてきた組織であって、本法の規定に基づく協同組合の資格に該当しない組織には、資格を満たして開発庁に登録するための、3年の猶予期間が与えられるものとする。当該組織が、ここに定める3年の

期間末を迎えても資格を満たさない場合、その後も名称中に「協同組合」なる語を使用することは、法律違反とされる。

第15条 情報キャンペーン

協同組合開発庁は、本法の発効3カ月後から、本法の規定に関する情報キャンペーンを、6カ月間実施することが義務づけられる。

第16条 歳出

本法の規定の実施に必要とされる資金は現行の一般歳出に基づき、機能/プログラムが協同組合開発庁に移管される他の省/庁/基金の歳出共々、農業協同組合開発局と、リージョン9、リージョン12のリージョン協同組合開発援助局の歳出中に計上されるものとする。ただし、開発庁はその初年度に6000万ペソ以内の金額を、大統領の臨時基金に請求し、引き出すことが認められる。それ以降、事業の継続に必要となる金額は、毎年の一般歳出法中に含まれるものとする。

第17条 経過措置条項

大統領令第175号、第775号および行政命令第398号に基づき登記された全ての協同組合は、協同組合開発庁に登記されたものと見なされるものとする。ただし、そうした協同組合は本法の発効から1年以内に、最寄りの協同組合開発庁の事務所に対して、登記済み証書、協同組合の定款と規約の写し、直近の適法な監査済み決算報告書を提出するものとし、それが行なわれない場合、当該協同組合の登記は取り消されたものとされる。さらにまた、大統領令第269号改正後の大統領令第1645号に基づき設立された協同組合は、開発庁による資格認定と登記のために、3年間の期間を与えられるものとする。最後に、そうした協同組合の資格認定と登記とが行なわれた後、そのような協同組合に対して、もはや大統領令第1645号第3条と第5条の適用は行なわれないものとする。

第18条 無効扱い

本法の規定に抵触する全ての法、一般命令、行政命令、施行書、指令書、規則、回状、あるいはそれらの一部は、これに従って無効とされ、修正される。疑問が生ずる場合は、協同組合に有利な解決が図られるものとする。

第19条 分離条項

たとえ本法のいずれかの部分が憲法違反とされても、残りの条項はそれにより何ら影響されず、効力は失われない。

第20条 発効

本法は官報、もしくは一般の新聞紙上での公表から15日後に発効するものとする。

-上記の法は採択された。

(署名)

JOVITO R. SALONGA

上院議長

(署名)

RAMON V. MITRA

下院議長

下院法案 No.10787 と上院法案 No.485 を統合した本法は、最終的に下院と上院を、それぞれ1990年2月22日と1990年3月2日に通過した。

(署名)

ROWIN P. ACOBA

上院事務総長

(署名)

QUIRINO D. ASAD SANTOS, JR.

下院事務総長

1990年3月10日、本法を承認せり。

(署名)

CORAZON C. AQUINO

フィリピン大統領

II. 日本における農林漁業協同組合中央銀行の 設立と沿革

II. 日本における農林漁業協同組合中央銀行の設立と沿革

1. 産業組合法の成立と農業金融

(1) 産業組合成立以前の農村の状況

明治6年(1873年)地租改正が行われ、地租がそれまでの物納から金納へかわると、農村部で商品経済化が一挙に進んだ。一方で、上からの産業発展をすすめる明治政府は資金調達のため不換紙幣を濫発し、インフレーションが起こったが、明治14年(1881年)に当時の蔵相松方正義がこれを抑えるため紙幣整理を行うと今度は極端なデフレーションとなり、物価が低迷した。農産物も、米価が3年間でほぼ半額になるなどし、農家経済は大打撃を受けた。

こうした中で、増大する農村の貨幣需要、特に没落しつつある中小農民の貨幣需要に応えたのは主に地主や商人達による高利貸し(年利15%程度、場所によっては20%以上)であった。頼母子講・無尽・報徳社など農民の相互金融による自衛もあったが、多くの農民は地租不納による農地の強制処分や高利負債による抵当流れにより農地を失った。明治20年(1886年)には、農地の総面積に占める小作地の割合は約4割に達し、地主へ土地が集中する一方で、小作農・農業労働者が数多く生まれ、農民層の分解が進んだのである。

(2) 産業組合法の成立と産業組合の増大

急速にすすむ農村疲弊への対応を迫られた政府は、ドイツのライファイゼン式農村組合に範をとった産業組合を日本に導入することになり、明治33年(1900年)に産業組合法が成立した。日本には、これ以前から頼母子講・無尽など伝統的な相互金融組織や、信用組合に近い性格を持った報徳社などもあったが、これらだけでは農家の資金需要に応えることは到底できなかったのである。農村協同組合としての性格を強く持っていた産業組合は、信用事業だけでなく、購買、販売・利用の事業を兼ねていたものが多かった(当初信用組合は他事業との兼営を認められていなかったが、明治39年(1906年)に兼営が認められた)。

産業組合法成立後に産業組合の数は急増したが(図I)、それには幾つかの理由がある。一つは、政府が講習会を開催するなど上から盛んに働き掛けをしたこと、そして産業組合を通じて政府の低利資金が農村部に流されたことなどである。農村部では資金が不足しているうえ、一

般銀行などに相手にされない中小の農民にたいして政府は産業組合を通じて資金を流し続け、産業組合の貯金額より貸出額が多いという状態が大正6年(1917年)まで続いた。

2. 産業組合中央金庫の設立

(1) 産業組合中央金庫設立の経緯

市町村区域内を個々の組合の範囲とした小規模の産業組合も、数が増え活動が盛んになるにつれ、組合間の資金過不足調整や、販売事業の規模の経済を得ることを目的として連合会・中央会設立の動きが出てきた。明治38年(1905年)には、政府関係者によって後の産業組合中央会の前身である大日本産業組合中央会が設立され、明治42年(1909年)には産業組合法改正により連合会・中央会の設立が認められた。

こうした一連の動きにもかかわらず、信用事業の中央会である産業組合中央金庫が設立されたのは大正12年(1923年)になってからであった。金庫の設立が遅れたのは、一つには当初農工銀行が産業組合の親銀行と位置づけられていたためであった。当時すでに農業部門における特殊銀行として、全国レベルでは勸業銀行、府県レベルでは農工銀行が地主・豪農相手に資金を供給していたのだが、産業組合への政府資金融資もこれらの特殊銀行を通じて流されることになっていたのである。

ところが、日清・日露・第1次世界大戦と引き続く戦争によって商工業が好景気にみまわれると、勸業銀行・農工銀行の主な融資対象であった地主階層は農業から撤退し、商工業部門に乗り出していった。そしてこれら2銀行も当初の設立目的から離れて、農業部門より利益が高い商工業融資に重心を移していくこととなったのである。

こうした外部状況の変化に加え、産業組合・信連の間には、以前から組合間・信連間資金調整のために産業組合独自の中央銀行の設立を求める声があった。この動きを決定的にしたのは、第1次世界大戦後の反動恐慌である。恐慌により、農村経済、産業組合の経営が悪化し、組合の中には解散するものまででてきた。にもかかわらず、勸業銀行・農工銀行は上に述べた理由などから産業組合に十分は資金供給ができず、また信連による信用調節もほとんど機能を果たしていなかったため、産業組合独自の中央銀行設立への要望がかつてないくらいに高まることになった。政府のなかにも、勸銀・農工銀は株式会社のため営利追求に陥りやすく、困窮下にある

中産以下の農民を救う社会政策的な機関として産業組合自身の中央金庫が必要だという意見が強まった。

こうして大正12年(1923年)、農林中央金庫の前身である産業組合中央金庫が設立された。現在の単協・信連・農林中金という三段階制の基礎は、当初産業組合の親銀行であった勸業銀行、農工銀行がその役割を十分に果たせなかったという外的条件はあるものの、産業組合が成長し連合組織の必要性が高まるにつれて、単協である産業組合から信連、そして中央銀行という順にできたのである。

(2) 当初は半官半民で出発

しかし、この時つくられた産業組合中央金庫は、きわめて強い政府の影響下にあった。つまり、資本金3,000万円のうち、半分の1,500万円は産業組合連合会と産業組合によるものであったが、残りの半分は政府出資であった。この政府出資額の多さ、総出資額に占める政府出資の比率の高さは他の特殊銀行には前例がないほどであった。この他、政府出資に対しては15年間配当が免除されるなど様々な優遇がなされた。

一方では、理事長・理事・監事・評議員などの役員はすべて政府任命であり、貸付利子や定款の変更などすべて主務大臣(農商務大臣と大蔵大臣)の認可が必要であった。また、業務内容にも厳しい制限が課せられるなど、政府による監督・規制が非常に厳しかった。こうしたことから、中央金庫には当初から規制緩和と自主性の確立を求める声があったのである。

(3) 森林組合、漁業組合も加えて農林中央金庫に

初め、産業組合中金には森林組合、漁業組合は加入を認められていなかった。その理由は、これらの組合は国家行政の事実上の代行機関であり、中産階級以下の農民救済を目的とした産業組合中金には沿わないということであった。しかし、こうした諸組合も徐々に協同組合としての体制を整えたことに加えて、産業組合中金が増大する余裕金の運用先を求めていたことなどにより、産業組合中金の出資団体に順次加えられるようになった。そして、昭和18年(1943年)に「産業組合中央金庫法」が改正されて「農林中央金庫法」となり、産業組合中央金庫も「農林中央金庫」と名称を改めた。

3. 政府への資金依存とそれからの脱出

(1) 政府への強い資金依存

半政府機関として出発した農林中金は、政府により経営上の制約を強く受けていただけでなく、資金の面でも政府に大きく依存していた。農村経済が悪化すると産業組合の経営も悪くなり、産業組合中金(農林中金)は政府資金を農村に流すパイプとしての役割が強くなった。特に昭和5年(1930)の世界恐慌のあと、政府の預金部資金が産業組合中金の総貸出額に占める比率は急速に高まり、昭和9年(1934年)にその比率は85.1%にまで達した。(図2)。

第2次世界大戦中、戦時体制の下で農林中央金庫の経営は安定したが、終戦後のデフレ不況期には農産物価格が低迷した。農協経営も悪化し、昭和25年(1950年)末には赤字組合は全体の43%になった。このため農林中央金庫の資金も逼迫して昭和24年(1949年)9月には借入金(おもに日銀から)は総資産の32%を占めるほどになっていたのである。

(2) 資金の政府依存からの脱出

こうした中で、政府は農協組織建て直しのため積極的な指導、支援を行った。一方、農協組織も経営合理化などにより、再建を図った。農林中金も昭和25年(1950年)の大蔵省検査で、固定化した貸出が多いなどと業務体制を批判されたことなどもあり、組合金融の最高指導機関として経営建て直しに向かったのである。

農林中金が経営建て直しのため採った方針は、資金を政府に依存する体質を脱し、組合金融の自立体制を実現すること、その一つの方法として債券発行によって長期資金を獲得することなどであった。こうしたこと背景としては、信連からの貯金は米代金を中心に収穫時期には多いが端境期には減少し、季節変動が激しいこと、戦後直後に政府の預金部資金が民間に放出されなくなり長期資金源を外部に依存できなくなったこと、農村部で資金が不足していたこと、土地改良・漁船建造などのため農林漁業関係の長期資金需要が増大したことなどがある。勧銀・農工銀はこのときには農業部門から撤退していたから、当時は農林中金が農業融資の中心となっていたのである。

債券発行を増やすためには出資金の増加が必要であったが、昭和24年(1949年)時に所属団体の出資金はわずか4億円にすぎなかった。そこで、出資団体から4億円の増資を受け、また政府

から20億円の優先出資を受けた。その結果昭和25年(1950年)に出資額は28億円となって、多額の債券発行が可能となり、債券発行額は急速に増大した(図3)。

債券発行により資金増大に代わって、預金量も増大した。その背景には、朝鮮戦争による好景気、米の政府買入れ価格上昇と農業生産力の高まりによる豊作平年化、昭和30年(1955年)に始まった予約売渡制度により、端境期に米の予約概算金が政府から振り込まれたこと、市中金利の低下により信連資金が農林中金に集中したことなどがある。こうした自己資金の充実により、昭和30年(1955年)末には日銀からの借入金はゼロとなり、昭和34年(1959年)には予定より早く政府の優先出資を消却し、政府出資もなくなった。

4. 農林中金の民主体制確立

(1) 農林中金の民主体制確立の経緯

既述のとおり、産業組合中央金庫として出発した当初から、農林中金には政府の厳しい規制の緩和と組織の自主体制確立に対する要求が強かった。そして終戦後の昭和23年(1948年)には政府出資を含む出資金の金額がいったん切捨てられて、全額民間出資による団体として農林中金が再出発したため、信連など系統団体の中には役員公選の要求が高まった。翌年の昭和24年(1949年)には、信連会長会議が役員候補選定の民主化・総代選出方法の改正・理事長の諮問機関として「運営委員会」の設置等を要望する決議をおこなった。しかし、政府はこれに応じず、農林中金としては法律改正まで当時の法律の範囲内で暫定措置をとることになった。それは金庫の非常勤役員をふやし、出資者代表をこれに充てるというものであったが、これにより昭和25年(1950年)には非常勤理事12名、非常勤監事1名が任命され、所属団体が農林中金の運営に参加する道が開けた。

さらに、昭和25年(1950年)に始まった朝鮮戦争の影響などによって農村景気が好転し組合金融の経営が安定してくると、特に信連の発言力が増し、農林中金の民主体制にむけて金庫法改正を求める声が一層高まった。

昭和32年(1957年)になると金中が金庫法改正の検討を始め、昭和34年(1959年)に農林省委嘱の調査団が西欧主要7カ国の農協、および農協の中央金融機関の視察を行った。その結果西欧諸国では農協の中央金融機関の役員が直接または間接にその出資者によって選出されていることが判明し、政府も法律改正に着手することになった。こうしたことに加えて、すでに述べたよ

うに、昭和34年(1959年)に政府からの優先出資の消却が終わり、政府出資がゼロになっていたことを見逃してはならないだろう。

(2) 民主体制の内容

昭和36年(1961年)に金庫法が改正され、役員の政府任命制とともに評議員・管理官が廃止された。そして管理委員会により選ばれた候補者から理事長・監事が出資者総会で選出され、副理事長・理事は理事長によって任命されることになった。また、理事長委嘱の審議委員が設置された。こうして、機構的には農林中金は、政府機関的存在から所属団体によって役員が選ばれ運営される民主的な機関になったのである。

5. 農林漁業金融公庫の設立と農林中金

現在の日本では、農林漁業融資のほとんどが農協をはじめとする組合金融組織と農林漁業金融公庫(農林公庫)によって担われている(表1)。農林公庫は昭和28年(1953年)に設立されたが、その目的は農林漁業部門に低利で長期的な資金を融通することであった。食料生産増大に向けて、土地基盤整備など組合金融機関では十分にまかないきれない長期融資を低利で供給するための機関として農林公庫はつくられたのである。資本金は金額政府出資で、役員は主務大臣(農林大臣および大蔵大臣)により任命される政府機関である。

このように農林中金と農林公庫はその役割が異なるものであり、公庫は当分の間は支店を置かず、貸付決定以外の業務は農林中金などに委託することとなっていた。しかし、昭和33年(1958年)には支店の設置・直接貸付が認められ、その後農林漁業の様々な融資だけでなく食品加工業などにまで貸付対象が拡大されており、現在では農協組織と競合する部分も生じている。

6. 現在の農林中金

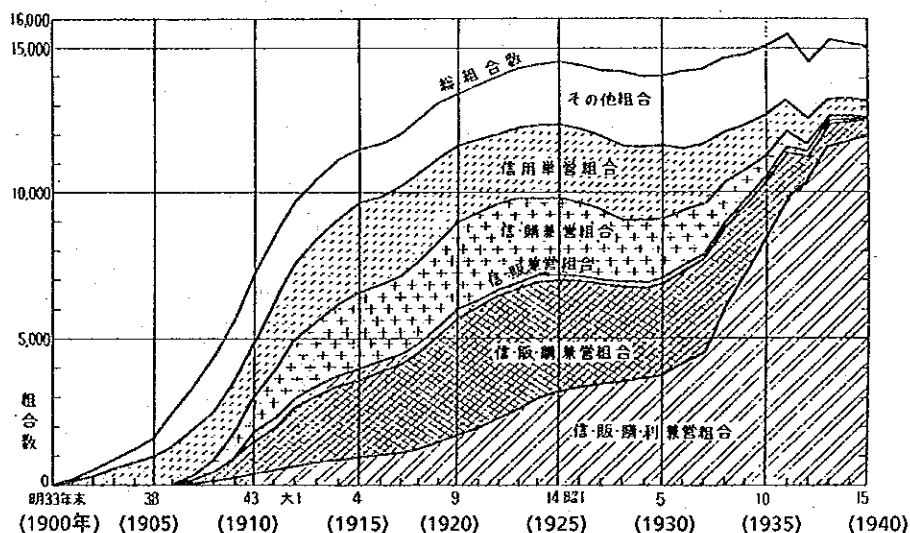
戦後の高度成長の中で農家の兼業化の進行と農家所得の増大を背景として、組合金融機関への貯金金額は増加し続けてきた。そして単協・信連で消化できない余裕金の大部分が農林中金に集まり、農林中金はその資金を系統組織、農林漁業従事者、農林漁業関連産業に融資するだけでなく、余裕金を有価証券購入などで運用し、その利益を信連・単協に還元している。

平成4年度(1992年度)末の総資産は43,2兆円にのぼり、国内出資金量としては民間金融機関の中で第1位となっている。資金量が多いだけでなく、金融機関の格付け会社である Moody's 社やS&P社による格付では、農林中金は邦銀の中で最優良クラスにランクされている。

現在では資産量43,2兆円のうち13,5兆円が貸出金となっているが、そのうち系統組織への貸出は2,2兆円、関連産業への貸出は8,1兆円である。関連産業貸出の中では、農業用資材、農業生産・加工、農産物流通への貸出が多い。有価証券残高は貸出金を超える14,5兆円で、国債が中心を占めている(表2の金庫の貸借対照表参照)。

その他の業務として、公共債のディーリング業務や、ニューヨーク・ロンドン・シンガポール支店において海外での活動も活発に行っている。1993年には金融自由化の進展のもとに実施された国内金融制度の改革を受けて、証券子会社を設立するなど、農林中金の業務は拡大している。

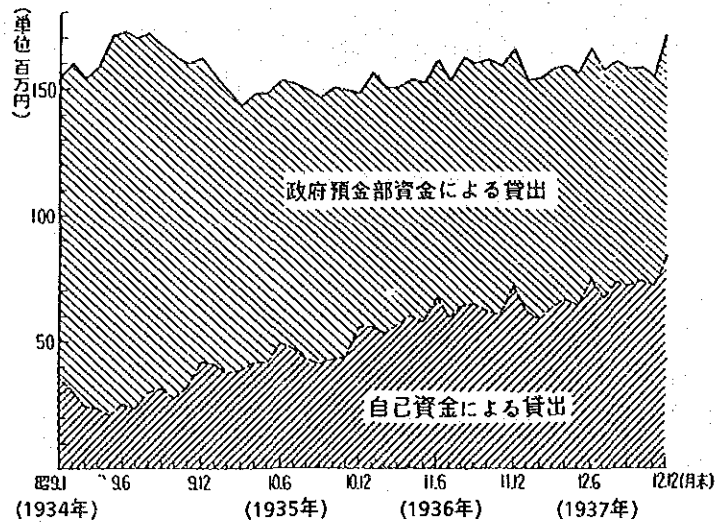
図1 産業組合組織の伸張



「産業組合要覧」による。

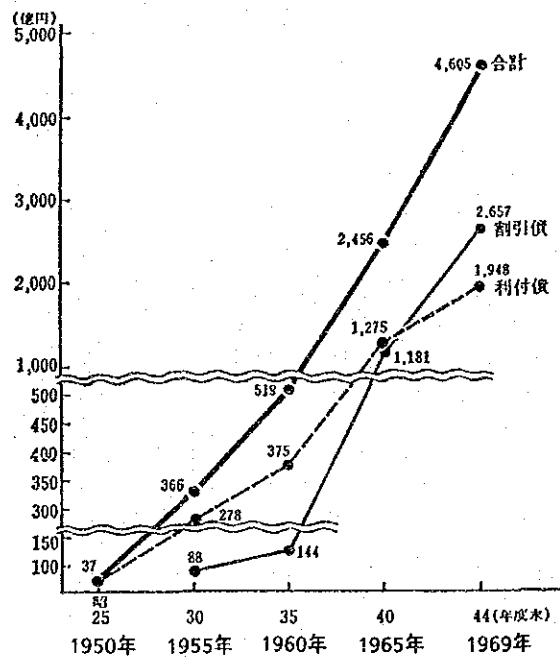
資料: 農林中央金庫史1. p. 68

図2 金庫貸出金における政府預金部資金と自己資金



資料: 農林中央金庫史2. p. 107

図3 農林債券発行残高の伸び



資料: 産業フロンティア物語「農林中央金庫」 p. 104

表1 農林漁業に対する金融機関別貸出残高

農林中金総合研究所「農林漁業金融の統計と解説」による。
 民間金融機関は当座貸越しを除く。組合金融機関は、公庫資金を除く。
 なお、組合金融機関については重複しないよう調整してある。

1991年3月末現在 単位: 億円

金融機関	総貸出残高 (A)	農林漁業貸出残高			割合 (B)/(A) (%)	
		計(B)	農 業	林 業		漁 業
計	5,459,426	245,638	204,588	13,315	27,735	4.5
民間金融機関小計	4,804,041	25,748	14,471	2,462	8,815	0.5
全国銀行	3,790,953	19,857	10,823	1,938	7,096	0.5
うち、都市銀行	1,754,105	6,163	4,787	461	915	0.4
地方銀行	986,369	9,778	4,338	1,165	4,275	1.0
第二地方銀行	428,399	2,912	1,475	241	1,196	0.7
信用金庫	568,500	5,504	3,527	477	1,500	1.0
1) その他	444,588	387	121	47	219	0.1
組合金融機関小計	357,558	166,945	151,654	1,524	13,767	46.7
農林中金	129,833	23,562	18,326	1,524	3,712	18.1
信農連	88,150	17,845	17,845	-	-	20.2
信漁連	7,740	7,740	-	-	7,740	100.0
農協	129,520	115,483	115,483	-	-	89.2
2) 漁協	2,315	2,315	-	-	2,315	100.0
政府金融機関小計	297,827	52,945	38,463	9,329	5,153	17.8
農林公庫	52,913	52,422	38,135	9,319	4,968	99.1
沖縄振興開発金融公庫	10,149	387	328	10	49	3.8
3) その他	234,765	136	-	-	136	0.1

注: 1)は、商工中金・全国銀行信託勘定。2)は、水産加工協を含む。

3)は、日本開発銀行・日本輸出入銀行・中小企業金融公庫。

資料: ポケット農林水産統計 - 平成5年版 p.74

表2 農林中金の貸借対照表(1993年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
貸出金	13,546,902	預金	29,035,137
外国為替	37,660	譲渡性預金	401,973
有価証券	14,506,683	債券	9,095,674
金銭の信託	994,041	借入金	229,667
金銭有価証券	144,878	売渡手形	112,200
買入金銭・債券	24,413	コールマネー	881,928
買入手形	80,200	外国為替	214
コールローン	4,266,757	食糧代金受託金	3,977
食糧代金概算払金	7	受託金	1,432,259
食糧代金支払金	136	その他負債	1,226,026
現金預け金	8,470,318	貸倒等引当金・準備金	139,964
その他資産	686,080	支払承諾	370,632
動産不動産	88,643	負債の部合計	42,929,659
債券繰延資金	33,389	(資本の部)	
支払承諾見返	370,632	資本金	100,000
		法定準備金	62,286
		剰余金	158,800
		資本の部合計	321,086
資産の部合計	43,250,745	負債及び資本の部合計	43,250,745

資料： 農林中金

III. 日本における農水産業協同組合の 貯金者保護制度

III. 日本における農水産業協同組合の貯金者保護制度

1. 制度の変遷

農水産業協同組合貯金保険機構(以下「機構」という。)は、1973年9月1日、特別の法律の規定に基づいて、農業協同組合及び水産業協同組合(以下「農水産業協同組合」という。)の分野における貯金者保護制度を実施するための機関として、設立された。当時、わが国における金融政策の変更により、金融機関にも競争をうながす政策が採られることとなったが、この制度はこうしてもたらされた新たな事態にこれら分野が対応しうることを狙ったものであった。なお、一般の銀行その他の金融機関の預金保険制度は、その2年前に実施に移されていた。

これら2つの制度は、金融機関による支払停止があった場合に預金者に対し、直接に保険金を支払うことによって預金者を保護し、もって各々の分野における信用秩序の維持を図ることを目的としていた。

その後、金融政策の規制緩和は一層進展し、農水産業協同組合を含めて金融機関の競争はますます厳しいものとなってきた。その結果、これらの制度をこうした条件の変化に適合させ、緊急事態に即応して、効果的に運用することができるよう、預金保険制度の役割を拡大することが必要とされるようになった。こうして、各分野を対象とする2つの法律は、1986年に改正が行われた。

この改正措置においては、制度に新たな目的が付加され、経営困難に陥った金融機関に対し、支払停止を回避するための資金援助を供与することができることとなった。あわせて、制度を拡充・強化する措置も行われ、保険カバー率の拡大(限度額の引上げ)、保険金の仮払い制度の導入等が図られた。

機構の20年の歴史を振り返ってみると、これまで、保険金の支払を行ったケースは一度もないが、新しい機能である資金援助については、農協に対するものが1件ある。

上述の法的制度とは別に、農水産業協同組合の相互援助制度が全国レベル、県レベルに存在する。これらの制度は、主として、低利融資によって金融支援を行うものであるが、機構の資金援助の場合には、機構は、これらの相互援助制度と協調して実施することを原則としている。

2. 制度の内容

- (1) 保険関係 機構と組合(実際に貯金業務を行っているもの)及び貯金者との間に保険関係が当然成立する。

対象組合 …… 農業協同組合
漁業協同組合
水産加工業協同組合

- (2) 保険料 組合は、毎年6月末日までに機構に対し、その年の3月末日の貯金残高に保険料率(1988年4月から10万分の12)を乗じた額を納付しなければならない。ただし、次の貯金は、3月末日の貯金残高から除かれる。

- a 譲渡性貯金
- b 国若しくは地方公共団体又は特殊法人からの貯金
- c 組合その他の金融機関からの貯金
- d 機構からの貯金
- e 無記名貯金

保険料率改定の経過: 制度創設時 0.006%

1986年5月から 0.010%

1987年4月から 0.011%

1988年4月から 0.012%

- (3) 保険事故 a 第一種保険事故 …… 組合の貯金の払戻しの停止
- b 第二種保険事故 …… 組合の解散の議決に係る認可、破産の宣告、解散の命令、法定組合員数を欠くこと。

- (4) 保険金 機構は、保険事故が発生したときは、次により貯金者に対し保険金を支払う。ただし、(3)のaの場合には、事故発生後1月以内(資金援助により再建の可能性がある場合には、貯金者の保護のため、機構は、この期限を主務大臣の承認を受

けて、更に1月以内の範囲で延長することができる。)に、運営委員会の議決を経て、保険金の支払を行うか否かを決定する。

a 保険金の額……貯金者毎にその組合に対して有する貯金の元本の合計額。
ただし、次の額は、その合計額から控除する。

(a) 貯金者が組合に対して負っている債務の額

(b) 貯金者が組合に対して第三者のために担保に提供している貯金の額

(c) 貯金者が(5)の仮払金の支払を受けたときは、当該仮払金の額

b 保険金の最高限度額……貯金者1人につき 1,000万円
保険金支払限度額の改訂経過:制度創設時 100万円
1974年5月から 300万円
1981年9月から 1,000万円

c 保険金の支払の対象とならない貯金

(a) 保険料の算定において除かれる貯金((2)のa~e)

(b) 他人又は仮設人名義の貯金

(c) 導入貯金

(5) 仮払金 機構は、保険事故が発生したときは、1週間以内に運営委員会の議決を経て、次により仮払金の支払を行うことができる。

a 仮払金の支払の対象となる貯金……普通貯金

b 払金の限度額……20万円

(6) 資金援助 機構は、経営困難組合(主として信用事業に起因して経営が困難となり、貯金の払戻しを停止するおそれがあるか又は貯金の払戻しの停止をした組合)を救済、援助しようとする組合、連合会又は農林中金(以下「連合会等」という。)に対し、資金援助を行うことができる。

a 資金援助の内容

(a) 経営困難組合と合併することによりこれを救済しようとする組合(以下

「救済組合」という。)については金銭の贈与(利子補給等)、資金の貸付け若しくは預入れ、資産の買取り、債務の保証若しくは引受け

(b) 経営困難組合について、相互援助制度により合併又は信用事業再建措置(以下「合併等」という。)を援助する連合会等については金銭の贈与(利子補給等)、資金の貸付け若しくは預入れ、債務の保証

b 適格性の認定 …… 救済組合又は連合会等が資金援助を受けようとするときは、あらかじめ、知事(又は主務大臣)による適格性の認定を受けなければならない。ただし、合併について知事のあっせんを受けた場合はこの必要はない。なお、この認定又はあっせんを行うときは、主務大臣の承認を必要とする。

c 適格性認定の要件

(a) 合併等が行われることが、貯金者の保護に資すること。

(b) 機構による資金援助が行われることが、当該合併等を行うために不可欠であること。

(c) 経営困難組合について業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該組合が信用事業を行つている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

(d) 機構による資金援助が、経営困難組合の信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営のために活用されることが確実であると認められること。

d 資金援助の決定 …… 機構は、資金援助の申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て資金援助を行うかどうかを決定する。なお、この決定をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(7) 債権の取得機構は、保険金の支払又は仮払金の支払をしたときは、その支払金額に応じ、貯金者が組合に対して有する貯金に係る債権を取得する。

3. 組織及び業務の概要

(1) 設 立 1973年9月1日

(2) 法人格 農水産業協同組合貯金保険法に基づく特別法人

(3) 資本金 3億円

出資者	政 府	7,500万円
	日本銀行	7,500万円
	農林中央金庫	7,500万円
	都道府県信用農業協同組合連合会	6,750万円
	都道府県信用漁業協同組合連合会等	750万円

(4) 組 織

- a 役 員
- 理事長 1人 (非常勤) …… 主務大臣が任命
- 理 事 1人 (常 勤) …… 理事長が主務大臣の認可を受けて任命
- 監 事 1人 (非常勤) …… 主務大臣が任命
- b 運営委員会 構 成 …… 理事長、理事、委員(農業又は水産業及び金融に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから理事長が主務大臣の認可を受けて任命)7人以内
- 議決事項 (a) 定款の変更
- (b) 業務方法書の作成及び変更
- (c) 予算・資金計画及び決算
- (d) 保険料率の決定及び変更
- (e) 第一種保険事故に係る保険金の支払の決定
- (f) 仮払金の支払の決定
- (g) 資金援助の決定
- c 事務局 総括参事1人、参事2人、副参事1人、審査役1人、職員3人

(5) 機構の業務 : 機構の業務は、保険料の収納、保険金及び仮払金の支払、資金援助並びにこれらに係る附帯業務に限定されており、これらの業務を限られた小人数の組織によって円滑に運営するため、業務の一部又は全部を都道府県信農連、信漁連又は農林中金に委託している。

(6) 監督官庁 : 農林水産省 (経済局 農業協同組合課)
大蔵省 (銀行局 特別金融課)

(7) 事業の実績

a 保険金 : 保険事故がなかったため、支払の実績なし。

b 資金援助: 1件 (1987年度)

鹿児島県信用農業協同組合連合会に対し、1987年8月から1997年2月までの間、毎年度3.5億円の金銭の贈与を行う。(本件については、1992年2月、5年間の継続を決定したものである。)

保険対象組合数、貯金残高、保険料

年 (3月31日)	保険対象組合数 (6月30日)			貯金残高(10億円) (公金預金を含む)			保険料 (100万円)		
	農協	漁協*	計	農協	漁協*	計	農協	漁協*	計
1992	3,389	1,733	5,122	60,664	2,195	62,859	7,034	252	7,287
1991	3,597	1,746	5,343	56,160	2,111	58,272	6,516	244	6,760
1990	3,742	1,755	5,497	51,261	2,009	53,270	5,957	233	6,190
1989	3,881	1,762	5,643	46,550	1,888	48,437	5,421	219	5,640
1988	4,113	1,776	5,889	43,240	1,802	45,042	4,948	205	5,153
1987	4,243	1,783	6,026	40,777	1,702	42,479	4,270	178	4,448
1986	4,321	1,790	6,111	38,780	1,654	40,435	3,282	140	3,422
1985	4,369	1,787	6,156	36,225	1,600	37,824	2,125	94	2,219
1984	4,385	1,790	6,175	33,760	1,523	35,283	1,980	89	2,069
1983	4,424	1,792	6,216	31,710	1,481	33,190	1,860	87	1,946
1982	4,480	1,793	6,273	29,524	1,379	30,903	1,733	81	1,814
1981	4,578	1,797	6,375	26,870	1,281	28,151	1,578	75	1,653
1980	4,605	1,795	6,400	24,456	1,218	25,673	1,437	72	1,508
1979	4,633	1,808	6,441	21,933	1,122	23,055	1,290	66	1,357
1978	4,653	1,799	6,452	19,437	1,002	20,439	1,144	59	1,203
1977	4,800	1,789	6,598	17,320	832	18,153	1,021	49	1,070
1976	4,846	1,800	6,646	15,248	705	15,953	899	42	941
1975	4,904	1,808	6,712	13,013	587	13,600	769	35	803
1974	5,202	1,833	7,035	11,319	520	11,839	666	31	697
1973	5,428	1,832	7,260	9,327	402	9,728	183	8	191

* 水産加工業協同組合を含む。

